

第2節 関係団体・企業等の取組

陸上自衛隊岩手駐屯地



災害派遣時の装備をまとめて整列する陸自部隊

団体・企業等の概要

- 住所 岩手県滝沢市後268-433
- TEL 019-688-4311

岩手駐屯地は、岩手県唯一の陸上自衛隊駐屯地として、昭和32（1957）年8月に第9特科連隊を基幹に開設された。現在は第9特科連隊、第9高射特科大隊、第9戦車大隊、第9後方支援連隊第2整備大隊、第387施設中隊及び諸隊が駐屯し、約1,500名の隊員が日夜厳しい訓練に励んでいる。東日本大震災の際は、東北・北海道から集結した部隊の活動拠点として重要な役割を担った。

速やかに災害派遣準備を行い 即時救援活動に従事

地震発生後、速やかに災害派遣準備を実施し、岩手駐屯地の各部隊を沿岸部の各市町村に展開させ、人命救助を主体とする即時救援活動に取り組んだ。発災翌日の3月12日には、青森・弘前・八戸・秋田駐屯地の隊員を含めて6,600名態勢に。13日以降は北海道から派遣された隊員も加わり活動に従事した。



東日本大震災の人命救助・行方不明者搜索時

陸上自衛官約12,000人態勢で 応急救援活動及び応急復旧支援活動を実施

発災から約1週間後には、岩手・青森・秋田県に所在する第9師団及び北海道に所在する第2師団を主体とした陸上自衛官約12,000名態勢で、行方不明者の搜索、生活支援、復旧活動を主体とした応急救援活動及び応急復旧支援活動に取り組んだ。

生活支援は、給食・給水・入浴支援、物資輸送、医療・患者搬送、防疫活動等多岐にわたった。「全ては被災者のために」をスローガンとして日々奮闘し、少しでも被災者に寄り添えるよう活動を実施した。

東日本大震災は未曾有の大震災であり、自衛隊にとっても初めての経験となった。また、その災害派遣期間は、7月26日までの138日にわたった。

課題

自治体と自衛隊等の各種機関が 一体となって対応することが必要

震災以前から、自衛隊では宮城・三陸沖地震を想定した対処計画を策定して、各自治体と訓練を通じ、実効性と信頼関係を向上させてきた。これらは継承する一方、1名でも多くの住民の命を救うためには、大災害発生時に予想される混乱時に、自治体と自衛隊等の各種機関が一体となって対応することが必要だと考える。

教訓・提言

現地の被災状況を速やかに 把握できるシステムの確立が必要

災害発生時において被災状況を速やかに把握し、自治体首長等の状況把握、自衛隊の状況判断及び隊力運用等に資するため、現地の被災状況を速やかに把握できるシステムの確立が必要であると考えられる。また、災害時にさらに相互連携できる関係構築のため、防災訓練等への自治体等や住民の皆さまの積極的な参画をお願いして提言とさせていただきます。



当時の山田町役場における対策本部会議

釜石海上保安部



巡視船による被災者への入浴支援

団体・企業等の概要

釜石海上保安部は、北は野田湾から南は広田湾に至る岩手県沖合まで、海上の治安維持・海難の救助・海上交通安全の確保等の業務を行っている。

■住所 岩手県釜石市魚河岸1-2

■TEL 0193-22-3820

釜石海上保安部では、全国の海上保安部等から巡視船及び航空機の派遣を受け、岩手県沿岸部での行方不明者の捜索や、孤立者の救出・漂流船、漂流物の捜索等、救助活動と同時に巡視船での入浴支援、巡視船からガソリン及び清水の支援を実施した。海上保安部が入る合同庁舎は2階の天井部分まで浸水し、しばらくの間、巡視船内や仮庁舎で業務を継続した。

全国から応援に来た潜水士が がれき浮かぶ海上で行方不明者の捜索

海上保安庁の潜水士は、転覆や沈没した船舶などから、潜水により遭難者を救出したり、行方不明者を捜索することなどを任務としている。

東日本大震災では、全国の潜水士が被災地に派遣され、大量のがれきが浮遊する海上において、行方不明者の捜索などを行った。



行方不明者の捜索をする潜水士(岩手県田野畑村)

被災港湾へ船舶を安全に入港させるため、 測量船で水深を計測

海上保安庁では、被災した各港湾の中で支援物資を搭載した船舶を早急に入港させるため、海上保安庁の測量船で水深を測量し、航路の安全確保を行った。

その結果、3月15日に被災港湾で初めて、釜石港の一部を啓開し、支援物資を搭載した船舶を入港させ、被災者の元に食料や毛布などを届けることができた。

課題

船舶の漂流、座礁が発生しないように 確実な情報伝達、避難実施が必要

船舶の漂流、座礁などの災害が各港湾で発生し、津波からの避難において情報伝達、避難実施に関する課題が明らかとなった。

教訓・提言

船舶避難体制の確立のため 避難マニュアル策定を呼びかけ

東日本大震災を教訓として、津波災害の際に、各港湾における減災に大きな影響を及ぼす船舶避難体制の確立について強力に推進しており、各港湾の津波対策協議会等を通じ、各組織、事業者ごとに、港や船種毎の適切な避難場所、避難手順等を定めた避難マニュアルを策定するよう呼びかけている。



釜石港内を捜索中の巡視船搭載艇

岩手県沿岸市町村復興期成同盟会

根本匠復興大臣への要望 平成25(2013)年4月15日



団体・企業等の概要

東日本大震災で被災した岩手県沿岸地域の早期の再生を図ることを目的として、被災した沿岸の13市町村で組織。

- 住所 岩手県釜石市只越町3-9-13
- TEL 0193-27-8479

平成23(2011)年4月1日に設立し、陸前高田市、大船渡市、住田町、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市及び洋野町で組織する。会長は釜石市長、副会長は岩泉町長が務め、事務局は釜石市復興推進本部事務局が担当する。本会はこれまで、被災者及び被災地域への支援、及び岩手県沿岸地域の再生に係る国等への働きかけを行ってきている。

総会を開催しながら

課題解決に向けて国等へ要望活動を展開

本会設立後、平成23年4月6日、釜石地区合同庁舎において会員市町村長等が集まり、第1回総会が開催されている。総会では、会員市町村から現況や短期・中期的な課題について報告がなされたのち、物資の安定供給、ライフラインの早期復旧、生活再建の支援など、9項目を盛り込んだ県への要望書を達増岩手県知事に手交している。併せて、会員市町村長等と達増岩手県知事とがステージ前で手を交差して、国等への関係機関への強い働きかけを通じて、一致団結して復興に取り組んでいくことを確認している。本総会を皮切りに、これまで9回の総会が開催されており、また、復旧・復興の各フェーズにおける市町村の課題について、平成23年4月22日に会員市町村長で首相官邸に出向くなど、これまで国等への要望活動を71回実施し、各種課題を解決してきている。

単独市町村では解決が難しい課題に 会員市町村が連携して取り組めるように

本会では、平成27(2015)年9月19日に住田町で開催された第9回総会において、会員市町村長等及び市町村議会議長等出席の下、『三陸連携の取り組みに関する共同声明』を決議している。本声明は、東日本大震災からの復興後を見据えて、単独市町村では解決が難しい課題に対して、会員市町村が連携して取り組むための指針となっており、会員市町村及び岩手県で策定する地方創生の総合戦略に盛り込むこととしている。



三陸沿岸地域における広域連携を目指す「共同声明」を決議した第9回総会

課題

持続可能な三陸沿岸地域を創るための 協働の取組が必要

震災以降、三陸沿岸地域においては人口が急激に減少しており、2040年までの30年間で総人口の4割に当たる12万人が減少されることが想定されていることから、復興完遂後は、持続可能な三陸沿岸地域を創るための協働の取組が必要である。

教訓・提言

大きな被害を受けた地域には 優先的に支援してもらえることを国等に期待

本会の設立以降、会員市町村が一致団結して復興に取り組んで来ており、この活動を通じて会員市町村の連帯感が深まった。この連帯感の醸成により、上述の復興完遂後の課題に対応するべく、当会の『共同声明』の実現に向け、平成28(2016)年8月2日に『岩手三陸連携会議』が設立されており、今後は中長期的に持続可能な三陸沿岸地域の形成に向けて、本会議を活用して会員市町村が協働で課題解決に向けて取り組んで行く必要がある。また、国等においては、今後の地方創生等に係る各種施策の実施に際し、全国一律ではなく、震災により体力が大幅に低下している被災地に目配りや気配りを行っていただき、優先的に取り扱っていただくことを期待したい。

岩手県市長会

団体・企業等の概要

昭和26(1951)年発足。令和元(2019)年11月現在、県内の14市で構成。県内各市の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の振興に寄与することを目的としている。

■住所 岩手県盛岡市山王町4-1

■TEL 019-651-3461

発災直後に「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、県被災市の要請事項への対応等の支援をした。

各関係機関と連携しながら 国・県へ粘り強く要望行動を実施

岩手県の対策本部及び県町村会と連携を取り、県内被災市の要請事項への対応、被災市に係る情報収集及び県内各市への情報提供、国・県における各種対策の状況把握及び国・県への要請をした。

また、県・県町村会・東北市長会・及び全国市長会と連携しながら、早期復旧に向けて要望行動を実施するとともに、復興が完遂するまで、粘り強く、国・県への要望行動を続けている。

物的支援・人的支援の調整や 義援金の配分などによるサポート

発災直後の県・市町村長会議で情報を共有し、被災地への物的支援・人的支援の調整を行った。発災直後には、応急的、短期的支援対応をするとともに、長期的な人的支援の調整を行っている。

また、全国の都道府県市長会等から総額約5億円の義援金が寄せられたことから、市長会議で配分額を決定しそれに基づき各市に義援金を配分した。

課題

県内各市の連携で 人的支援の調整の困難を克服

被災市からの、人的支援の要請が日を追うごとに増加し、調整に困難を来す時期があったが、県内各市の連携で乗り切ることができた。

教訓・提言

各関係機関と連携・協力し 地方自治振興に寄与していきたい

県市長会として、未曾有の災害に対して、手探りの状態であった。しかし、「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、復興・復旧に向けて、県内各市が団結し、問題解決に取り組む姿勢が強固となり、また、県や町村会との連携も進んだことで課題解決への協力体制が深まった。

近年自然災害が全国各地で発生しているが、東日本大震災対応時の経験を生かし、被災地域への支援にも迅速に対応できている。

今後も、各関係機関との連携・協力関係を維持し、課題解決を図るとともに地方自治振興へ寄与していく。

岩手県町村会

団体・企業等の概要

大正13(1924)年10月に発足。令和元(2019)年11月現在、県内の全19町村で構成。県内町村の連絡調整を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展への寄与を目的としている。

■住所 岩手県盛岡市山王町4-1

■TEL 019-622-6172

本会は、県内沿岸被災町村の一日も早い復興が実現するよう、国・県に積極的に働き掛ける等、政務活動をはじめ各種研修並びに災害共済事業等の充実を図り、県内町村の自治の一層の振興発展を目指している。本会事務局が所在する県自治会館には特段の被害がなかったため、発災以降、早い段階で緊急対策本部を立ち上げ、被災町村へのサポート体制を構築した。

情報収集、連絡調整、 関係団体への要請等を展開

発災直後の本会臨時理事会において、緊急対策本部が設置され、県・県内町村等と緊密に連携を取り、被災町村への最大限の支援、協力を行うこととした。

緊急対策本部では、県市長会の対策本部と協力し、県内市町村からの避難所支援要員の募集・配置、公用車の貸与募集・取りまとめ、被災町村への物資提供等の支援策を展開。また、全国町村会に対し被災町村の要望を提出、政府・与党等に働きかけるよう要請した。

平成23(2011)年4月開催の本会理事会において、緊急対策本部から業務を引き継ぐかたちで、新たに復興支援本部を設置した。引き続き関係団体と協力し、被害及び復興に関する状況等の情報収集、県・被災町村等との連絡調整、関係団体への要請等を展開することとした。

義援金の配分や共済事業、 復興に関する要望実行運動を実施

各都道府県町村会等から約3億円、内陸町村・本会で1億円、総額約4億円の義援金が寄せられた。義援金を被災沿岸7町村(後述)に対し配分するため、本会では平成23年5月に義援金配分委員会を設置。被災状況等に応じて、3度にわたり大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町に対して義援金を配分した。

このほか、本会では各種共済事業を取り扱っているが、震災に伴い、職員火災共済では災害見舞金、団体生命共済では死亡弔慰金及び災害保険金、職員任意共済保険では死亡保険金及び災害保険金、公有建物共済では災害見舞金の給付を行った。

また、本会では発災直後から現在に至るまで、政府・県に対し、震災からの復興に関する要望実行運動を継続実施している。

課題

土木技術職の職員の需要を 満たすことの困難さを痛感

大規模災害であることに加え、震災対応はマニュアルがある定型業務ではないこともあり、発災直後は、被災町村への要望に応えるための情報収集を行いつつ、その時々で最良の対応を目指すべく手探り状態で事務を進めざるを得なかった。県・市長会・本会が協力し取り組んでいる被災町村への応援職員派遣については、一般事務職に比べて数の少ない土木技術職の職員の需要を満たすことの困難さを痛感させられた。

教訓・提言

町村の需要を的確にとらえ 今後の発展に貢献していきたい

本会は、県内町村の連絡調整を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的としている。被災直後の物資提供、応援職員の派遣事務、全国各団体から寄せられた義援金配分、被災した公有建物に対する共済金支払等を通じ、被災町村に対する貢献ができたのではないかと思っている。

発災直後の対応を円滑に行えるよう、その時々で最善で対応してきた事務処理の改良等も必要であると考えている。

近年、自然災害が頻発し、激甚化している中、普段から事務局職員一人ひとりがアンテナを高く張り、町村の需要を的確にとらえ、県内町村の発展に今後も貢献していきたい。

岩手県市町村教育委員会協議会

岩手県市町村教育委員会協議会定期総会(毎年5月開催)



団体・企業等の概要

県内33の市町村教育委員会組織
会長:千葉仁一(盛岡市教育委員会教育長)

■住所 岩手県盛岡市津志田14地割37番地2
(盛岡市教育委員会総務課内)

■TEL 019-639-9043

当協議会は、県内市町村教育委員会で組織している団体であり、教育委員会相互の連絡を密にし、相協力して教育諸施策の研究調査を行い、市町村教育行政の向上と円滑な運営に寄与し、もって本県教育の進展を期することを目的としている。

協議会としての活動

学校及び教育機関等の被災状況の情報収集にあたり、被災地の状況把握や激励のための訪問を行った。また、毎年開催する会議での情報交換や教育施策の事例発表において、被災地の復興状況について情報共有し、特に児童生徒の教育環境の整備や教育の状況について意見交換を行っている。

なお、協議会長が毎年行われている追悼式典に協議会を代表して出席しているほか、岩手県東日本大震災津波復興委員会の委員として、意見交換を行っている。

構成する各教育委員会としての活動

教育委員会職員の立場として人的または物的支援を行うほか、児童生徒の防災教育を一つの復興に係る取組と捉え、内陸と沿岸の学校間交流などで、震災の経験を共有する機会を提供した。

持ち回りで行う協議会の会議において開催地となった市町村では、被災地の現状を直接見る機会を設け、復興の状況を知らせるとともに、今後の課題等について共有した。

課題

情報共有・意見交換を十分行い 必要なものは関係各所に要望

各教育委員会相互の連絡をいっそう密にし、情報共有及び意見交換を行っていく必要がある。その中で、復興の取組のために必要なものは、協議会として関係各所に要望をしていかなければならない。

教訓・提言

県内市町村教育委員会が 積極的な情報発信・意見交換を

震災津波という未曾有の災害から得た教訓をどのように生かしていくか、また、次世代にどのように伝えていくか、という視点から、県内市町村教育委員会が一丸となって積極的な情報発信、意見交換を行っていかねばならない。



唐丹町本郷津波記念碑(釜石市)視察

全国知事会



全国知事会緊急広域災害対策本部の活動の様子

団体・企業等の概要

地方自治法に基づく全国的連合組織であり、各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的に活動している。

- 住所 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館6階
- TEL 03-5212-9131

- 発災直後に、災害対策都道府県連絡本部を立ち上げ、被災県からの情報収集と各県への情報提供を開始した。復旧・復興の支援として、物的、人的支援を中心に被災県の要請を把握して応援県側との調整を行った。
- 支援活動に伴う業務量増大に対応するため、都道府県東京事務所職員の応援により体制の強化を行った。

広域応援や物資の搬送、避難所の確保に尽力

【全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定による物的・人的支援】

- 被災都道府県知事に対して応援を必要とする項目について照会を行い、要請があった内容について各都道府県と調整して広域応援を実施した。
- 自衛隊機による物資輸送スキームについて防衛省と調整の上、物資の搬送を開始した。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者の受入れについて、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県に対して、体育館、ホール、文化会館、研修所などを一次避難所として確保することを要請した。

復興に向けた総合的な対策を推進する提言を決議

- 全都道府県が一丸となり被災県を支援していくとの観点から、被災地からの要請等を踏まえた復興に対する提言を取りまとめ、国に対して提案・要望活動を実施した。
- 具体的には、平成23(2011)年7月12日に開催した全国知事会議において、①迅速な復興対策②原発事故の早期収束③被災者支援施策の充実・強化④地域防災対策の充実・強化を柱とした内容であり、被災地の復興に向けた総合的な対策を推進することを主な内容とする提言を決議し、国への要請を行った。

課題

支援ルートや物資の輸送について 混乱が生じた

【全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定による物的・人的支援】

- 国、民間等からさまざまなルートで支援がなされ、相互の調整を行う組織がないまま進んだため、混乱が生じた。自衛隊機の輸送について、一つの荷物に多種多様な物資が混在しており、輸送後は荷をほどき梱包し直す等の作業が生じた。

教訓・提言

従来の協定を見直し、 広域応援体制の強化を図った

- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成8[1996]年締結)に基づき、被災県の支援にあつたが、被災県は、被災者の救助活動や避難者への対応等に忙殺され、協定による所属ブロック幹事県への広域応援の要請を検討する余裕はなかった。協定は大規模な災害を想定した協定ではなかったため、協定に従った応援要請及び広域応援実施は困難だった。
- 平成23年12月20日の全国知事会議において、支援体制の確立、体制と機能の強化、広域応援の実効性の向上について決議し、協定を改正した。改正に伴い都道府県相互の広域応援体制の一層の強化が図られ、その災害時等の広域応援に活かされることになった。

全国市長会

団体・企業等の概要

■住所 東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館4階

■TEL 03-3262-2313

全国市長会は、全国の市長（特別区の区長を含む）をもって組織しており、地方自治法に基づく市長の全国的連合組織として自治大臣（現・総務大臣）への届出を行っている団体である。

全国各市区間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的としている。

被災地の早期復旧を支援するため 災害対策本部を設置

発災翌日の平成23(2011)年3月12日に被災市の被災者の救援・救護、被災地域の早期復旧及び復興を支援するため、「平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置し、支部・都道府県市長会等との連携、国等における各種対策の状況把握及び国等への要請活動、義捐金口座の開設等を行うとともに、総務省、全国町村会、被災県と協力し、全国の市区町村職員等を短期的に被災市町村に派遣する取組を行った。なお、平成23年度においては、延べ1,148名の職員が派遣された。

現在、これらの取組は中長期的な応援職員の派遣として引き続き行っており、令和元(2019)年10月1日現在、累計4,627名の職員が派遣されている。

総会や理事・評議員合同会議で 決議・重点提言等を決定・国等へ要請

発災直後の平成23年6月の総会において「東日本大震災に関する緊急決議」「東日本大震災に係る強力な復旧・復興支援に関する重点提言」等を決定し、それから毎年度、総会並びに11月開催の理事・評議員合同会議において決議・重点提言等を決定している。

令和元(2019)年11月14日開催の理事・評議員合同会議では、「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議」「東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言」等を決定し、①復旧・復興事業の実態に即した財政支援等、②被災者の生活再建支援等について、全国会議員及び関係府省等に提出し、その実現方について要請している。

課題

中長期的に全国の市町村職員等を 被災市町村に派遣する取組を実施

東日本大震災から8年余りが経過し、被災市町村においては、復旧・復興が進んでいる一方、近年、各地で大規模な災害が相次いでいること等により、技術職を中心に応援職員が大幅に不足している状況にある。本会では、被災県からの派遣要請により、総務省、全国市長会、全国町村会が連携し、中長期的に全国の市区町村職員等を被災市町村に派遣する取組を行っている。

教訓・提言

災害時の連携協力のあり方等を 審議するため委員会を設立

本会では、決議及び重点提言等に係る要請活動のほか、近年、激甚化する災害が頻発することから、防災に関する調査研究及びその対策、災害発生時における連携協力のあり方等を審議するため、平成30(2018)年より防災対策特別委員会を設立している。

本特別委員会では、市区長間のホットラインの構築による全国的なネットワークの運用や、関係団体との協定締結等、被災地支援を迅速かつ確に行うための仕組みづくりを進めている。平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号・第19号等の災害では、市区長のネットワークを通じた支援等により、被災地に対する人的・物的支援がこれまで以上に円滑に行われたところである。

今後とも、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、本会としても取り組んでまいりたい。

全国町村会



全国の町村長が一堂に会して開催される全国町村長大会

団体・企業等の概要

- 住所 東京都千代田区永田町1-11-35
- TEL 03-3581-0484

大正10(1921)年創立。全国926の町村長の連合組織として町村の振興・発展に向けた政策に関する調査・研究や政府・国会に対する要望などの政務活動を中心に活動している。

震災後は、被災した町村の被害状況の情報収集として現地を訪問したり、政府等への要請活動、全国の町村からの見舞金等のとりまとめ等を行った。

全国町村会会長が被災町村を訪問

震災から1カ月後の4月11日、藤原忠彦会長(当時)が山田町や大槌町を被災状況の把握のため訪問。両町の関係者から被災状況や政府等への要望等について聴取するとともに、全国町村会として最大限の支援と協力を行う考えを伝えた。また、達増拓也知事とも面談、被災町村の行政機能回復への支援を求めた。



沼崎喜一山田町長(当時)から説明を受ける藤原会長(右)

復旧・復興について政府・国会に対し緊急要請

4月27日、被災町村の状況や要望などを踏まえ、政府および政党幹部に対し緊急要請を行った。要請活動には、藤原会長や被災県の町村会長が参加、枝野幸男官房長官、松本龍防災担当大臣、鹿野道彦農林水産大臣、片山善博総務大臣、北澤俊美防衛大臣(いずれも当時)と面談、また、民主党及び自民党幹部とも面談した。藤原会長からは、「第1次補正予算案」の早期成立、「復興基本法」や「財政援助法」の制定、地方財政措置の拡充、農林漁業の再興、などを強く要請した。

課題

被災町村の状況把握について

大規模な震災ということもあり被災地域の状況把握に時間を要した。特に役場機能の喪失の程度や稼働状況などに関する情報が少なく、どのような支援が必要なのか、全国町村会としてどのような対応が可能なのか、状況の把握に課題を感じた。

教訓・提言

被災町村に対する応援職員の確保と調整機能の高度化

大規模災害が発生した際、職員規模が小さな町村役場は、被害状況の把握や住民の安全確保、避難所の開設や罹災証明の発行など、平時と異なる多くの業務対応を強いられ、人員不足が大きな課題となる。東日本大震災やその後の災害等の経験を踏まえ、総務省や地方三団体が中心となり被災市区町村応援職員確保システムが整備された。近年の豪雨災害等への対応など応援活動に一定の成果を挙げている。一方で専門技術を有した職員の確保や継続的な応援派遣体制に向けた調整機能をさらに高める必要がある。今後、被災自治体のニーズを充足できるよう、人材確保に向けて民間を含めた関係団体との連携の強化等の課題について広範に検討する必要があると思われる。

指定都市市長会



団体・企業等の概要

全国に20市ある指定都市の市長で構成しており、指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、平成15(2003)年12月に発足した。

- 住所 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館6階
- TEL 03-3591-4772

<活動内容>

- 国に対する政策提案・意見表明活動／地方分権改革の推進や、翌年度の国の予算編成などについて、指定都市の意見を表明。
- 大都市共通の課題に関する調査・研究及び広報啓発活動／報告書・提言書を国などの関係機関に発出。シンポジウム等を開催。
- 諸会議の開催・各市の連絡調整など／指定都市市長会議の開催。
- 災害への対応／指定都市が一体となって災害対策を行うための計画を策定し、被災地を支援。

指定都市が一体となって 支援に取り組むための行動計画を策定

東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性を持った支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、発災当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を策定した。

各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、災害応急対策を中心とした災害対応業務を行うこととしている。

被災地支援の詳細と 行動計画の適用状況

指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めるときは、この計画の適用を決定する。

被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとしている。

なお、これまでの行動計画の適用状況は以下のとおり。
<これまでの行動計画適用状況(令和元[2019]年10月31日時点)>

- 平成28(2016)年熊本地震
- 平成30(2018)年7月豪雨
- 令和元年台風第15号
- 令和元年台風第19号

取組

発災初期の対応を強化するため 行動計画を改正

平成30年7月豪雨など、発生した大規模災害への対応状況を踏まえ、指定都市が有する「大都市としての総合力」と「基礎自治体としての災害対応力」をこれまで以上に発揮できるように、発災初期の対応強化及び総務省が定める「被災市区町村応援職員確保システム」との連携を中心に、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を、平成31(2019)年4月1日付けで改正した。

具体的には、発災初期の対応強化と、総務省が定める「被災市区町村応援職員確保システム」との連携を中心に、「地域ブロックの再編」「初動体制の整備」「被災地へのリエゾン派遣体制の整備」などの改正を行った。

今後も「被災市区町村応援職員確保システム」のもと、国等と緊密に連携し、被災自治体への支援を行う。



公益財団法人 岩手県消防協会



支援活動で陸前高田市消防団に交付した消防車両(平成23[2011]年4月8日)

団体・企業等の概要

当協会は、岩手県内の消防団員や消防職員の表彰や福利厚生などを行うほか、岩手県消防操法競技会や消防殉職者慰霊祭などの諸行事を実施運営している。

■住所 岩手県盛岡市中央通三丁目7番22号

■TEL 019-654-3991

岩手県消防協会は、大正4(1915)年11月1日に内務大臣の認可を得て岩手県消防義会として発足し、昭和26(1951)年1月20日に財団法人岩手県消防協会に名称を変更。平成26年4月1日から公益財団法人岩手県消防協会に移行し、消防職団員の福利厚生を主体とした事業を実施している。東日本大震災では、被災地消防団の消防力を確保するため消防車両や資機材等の提供に務めた。

消防車両や義援金の交付による支援活動を実施

【消防車両等の支援活動】

沿岸地域被災地では消防ポンプ車が流出したため、沿岸地域の消防力の低下が懸念される中で、内陸を中心に、県外からも沿岸の消防団へ提供できる消防車両を集め、4月8日に陸前高田市消防団、4月9日に宮古市消防団、4月10日に釜石市消防団、4月11日に大槌町消防団に交付した。

その後も、内陸市町村等へ呼びかけ、不足している資機材等を提供するなど5月30日まで支援活動を実施した。

【義援金の交付】

日本消防協会をはじめ全国の消防関係者等からいただいた「消防団義援金」を沿岸12市町村消防団に交付した。

安全管理のあり方を検討するためヒアリングを実施

【消防団の活動に係る安全対策検討会の開催】

震災で避難誘導や消防防災活動中の多数の消防団員が殉職されたことから、岩手県と当協会が共催で安全対策検討会を開催し、災害活動中における安全管理のあり方を検討するため、実際に災害に直面した沿岸市町村の消防団長及び消防本部職員からテーマ別に聞き取りを行い、後の安全管理マニュアル作成の第一歩となった。

課題

全国の消防協会とのネットワークにより支援体制を確立

停電、通信回線の不通等により、限られた職員数の中で情報収集等の手段がなく対応に苦慮した。しかしながら、日本消防協会をはじめ都道府県消防協会とのネットワークの活用により資機材提供などの支援体制が確立できたことに一定の成果はあった。

教訓・提言

地域防災力の充実強化を図り住民の安全確保に資する

東日本大震災以降も全国各地で大規模自然災害が頻発する中、地域における防災活動の担い手の確保が困難となっていることから、平成25(2013)年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、消防団員の確保や確保のための国や地方公共団体等の責務を明確にすることで、地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的とした法律でありこの法律の趣旨を活かして実現するよう期待する。当協会としても福利厚生事業など各種事業を積極的に推進し消防職団員の活動の下支えとなって参りたいと考えている。

岩手県消防長会

消防救助技術岩手県大会での県内消防長の様子



団体・企業等の概要

昭和38(1963)年11月1日設立。

- 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号
(盛岡地区広域消防組合消防本部総務課内)
- TEL 019-626-7401

岩手県内12の消防本部の消防長を会員として構成され、定例会及び各種研修会等を開催し、情報交換、消防制度等の総合的研究を行い、県内消防並びに全国消防長会の健全な発展に寄与することを目的として組織されている。

震災時には、沿岸部の消防本部が巨大津波により甚大な被害を受けた。

早期復旧に向けて 消防庁長官に働きかけ

沿岸部を管轄する消防本部においては、施設、設備に甚大な被害を受けた。また、8名の消防職員が津波に流され、尊くも殉職することとなった。

この状況を踏まえ、甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の3県の消防長会会長が、国の消防庁長官に対して、消防防災施設・設備の早期復旧のため、関連施設の被災状況及び復旧・復興状況並びに懸案事項等について説明を行うとともに要望を行っている。

このことにより、消防防災施設・設備災害復旧費補助金の予算措置がされたほか、平成28(2016)年度に終了予定であった緊急防災・減災事業債が令和2(2020)年度まで延長されるとともに拡充され、指定避難所における設備整備・高機能消防指令センターの整備等も対象事業となった。

さらには、殉職された消防職員の特殊公務災害の請求について、津波浸水想定区域外での被災や目撃証言が無いなどの理由により認定されなかった事案があったものの、当会の要望に基づく消防庁の働きかけにより全てが認定されるなど、多くの成果が得られている。



消防庁長官へ説明している様子

課題

長期にわたる 国への特例的な支援の要望が不可欠

被害の大きかった沿岸部における被災庁舎等の再建については、各市町村の復興計画により、新たな市街地を考慮した上で消防署所等の配置を決定するため、消防庁舎等の着工から完成に至るまでに長期間を要することとなり、補助事業の期間延長など、長期にわたる国への特例的な支援の要望が不可欠であった。

教訓・提言

柔軟な運用に向けた 制度の見直しが必要

消防施設等が広域的に被災した場合、東日本大震災被災地における復旧状況と同様に、移転整備や庁舎の改修に複数年を要することが想定される。今後発生が危惧されている巨大地震において、被災庁舎等を早期かつ円滑に復旧できる体制を確保するために、補助事業における債務負担行為の設定や被災地方公共団体における基金化等により複数年で事業執行が可能となるような特別な措置など、柔軟な運用に向けた制度の見直しについて検討する必要がある。

岩手医科大学



発災直後の大学内対策本部

団体・企業等の概要

「誠の人間の育成」を建学の精神とし、医学部、歯学部、薬学部、看護学部を擁する医療系総合大学。平成29(2017)年に創立120周年を迎え、令和元(2019)年9月には新附属病院が開院した。

- 住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目1-1
- TEL 019-651-5111

岩手医科大学は、東日本大震災発災以来担ってきた様々な復興事業を有機的に連携させ、より実効性の高い組織的な活動を行うため、平成23(2011)年に災害復興事業本部を設置。現在は災害時地域医療支援教育センター、いわて東北メディカル・メガバンク機構、岩手県こころのケアセンター、いわてこどもケアセンターから構成され、医療復興を目指すとともに、東日本大震災の教訓を活かして災害医療を担う人材育成に努めている。

DMATの派遣、警察への協力、 こころのケア、感染対策など支援活動

地震発生直後にDMAT(災害派遣医療チーム)を被災地域である県立二戸病院や県立久慈病院等へ派遣。その後、被災地域の中でも被害が少なかった遠野市に基地を置き、避難所における慢性疾患治療、健康管理、衛生管理による第二次災害予防に対応するため、複数の災害医療チームや歯科医療チームを被災地域に派遣し、継続的な医療支援活動を行った。

また、本学医師・歯科医師による震災犠牲者の検案書作成・歯型照合などの警察活動への協力の他、被災者の心のケアを目的としたこころのケアチーム(精神科医、看護師、精神保健師等)や感染対策チーム(医師、薬剤師)による支援活動などが行われた。

いわて災害医療支援ネットワークセンターを設置し、 効率的な被災地診療

発災直後、被災地との通信手段が全く途絶した中で、被災地の避難所診療が大混乱していることが判明した。

本学は県災害対策本部内に設置されていた医療班(DMAT調整本部)を引き継ぎ、「いわて災害医療支援ネットワークセンター」を設置した。本学からも専従医師を派遣・常駐させ、県・大学・警察・消防・自衛隊・医師会・医療関係団体等を束ねる司令塔が組織された。

いわて災害医療支援ネットワークセンターでは、県内外から集まる医療チームに対し、「衛星携帯を持ち、ネットワークとの連携可能であること」等の条件を設け、県内で活動するためのライセンスを発行した。これにより医療チームの活動状況を完全に把握し、効率的な避難所診療が可能となった。

課題

災害医療分野における ロジスティクスの強化が急務

大規模災害時は情報通信のみならず、生活環境や物流、移動手段といったロジスティクス(資源の確保など医療活動を下支えする支援活動)の充実が鍵を握る。東日本大震災においても、多くの医療チームがロジスティクス面の不足により活動に支障をきたしたとの報告が多数あがっており、災害医療分野におけるロジスティクスの強化が急務といえる。

教訓・提言

医療の指揮系統の構築や、 大規模災害に対応できる医療人の育成も重要

東日本大震災では通信手段がないために、避難所で診療チームがバタニングする非効率な支援活動や、避難所に必要な物資が分からない等の事例が報告されている。この課題を解決するため、早期に県災害対策本部に医療の指揮系統を構築することが重要となるが、携帯電話の臨時基地局や、固定電話回線の速やかな回復、衛星電話の確保等、通信手段の早期復旧が二次災害阻止の大前提となる。

また、大規模災害に対応できる医療人の育成も重要であり、東日本大震災時の課題であったロジスティクスを担う人材の育成・確保が必要となる。



机上シミュレーション(日本ロジスティクス研修)

岩手県立大学



今も続けている水の配布活動(通称「水ボラ」)

団体・企業等の概要

教職員数 354人

学生数 2,532人

令和元(2019)年5月1日現在。盛岡短期大学部及び宮古短期大学部含む。

■住所 岩手県滝沢市巣子152-52

■TEL 019-694-2000

東日本大震災津波は、本学の施設や大学運営、学生生活に大きな影響を及ぼしたが、「地域社会に貢献する大学」を謳う本学では、発災当日から帰宅困難な学生や地域住民に大学施設を開放したほか、施設の復旧や大学運営の正常化を図るとともに、「災害復興支援センター」を立ち上げ、全学を挙げて、持っている技術や人的資源を被災地支援のために傾注してきた。

学生及び教職員による 多様な復興支援活動を実施

「災害復興支援センター」では、学生や教職員の復興支援活動及び看護や福祉、情報分野などの専門性を持つ教員の派遣等による支援活動などに対し、物資や経費、ボランティアバスの運行等の支援を行ってきた。

また、「地域政策研究センター」では、研究成果を地域社会に還元させることで復興に寄与することを目的として、住民の孤立防止や水産加工業の競争力強化などのプロジェクト研究等に取り組んできた。

そのほか、「学生ボランティアセンター」による独居高齢者の見回り活動や、「看護学部カッキー'S」による仮設住宅入居者への健康支援活動等、多くの学生が主体的に復興支援活動に関わり、本学は学生及び教職員による多様な復興支援活動を行ってきた。

新たな地域コミュニティ形成の 一助となるよう「水ボラ」を実施

平成23(2011)年度から、応急仮設住宅や災害公営住宅への転居を余儀なくされた地域住民にペットボトル飲料水を配布する活動(通称「水ボラ」)を実施している。独居老人等への「声掛け」、「見守り」を行うとともに、新たな地域コミュニティ形成の一助となることを目的として現在も継続して活動している。



オハイオ大学留学生や全国の学生とともに毎年実施

課題

復興支援の経験を財産として いかに残していくべきかが課題

本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波だが、ボランティア活動など被災地の復興支援の経験は、それに携わった学生、教職員には何物にも代えがたいものであったと思われる。今後被災地の復興が進むことで、これらの経験が過去のものとならないよう、本学の財産としていかに残していくかということが課題であると考えている。

教訓・提言

復興支援活動は 教員や学生にも意義あるものだと実感

本学のこれまでの復興支援活動が被災地の復興に少なからず貢献したものと自負しているが、教員には新たな研究フィールドの開拓、学生には人間としての成長の機会ともなり、復興支援に携わった側にも大きな意味・意義があったと思う。

被災地の復興は未だ途上であり、「地域社会に貢献する大学」として、これまで実施してきた「水ボラ」などのボランティア活動の支援や、被災地の課題を解決するための「調査研究」活動などを継続し、復興支援に関わり続けていかなければならないと考えている。

また、被災地の復興支援に携わった本学の卒業生がその後の社会において、復興支援の経験を大いに役立てていくことを期待している。

国立大学法人岩手大学

大船渡小学校で震災ごみを撤去する本学学生(平成23[2011]年4月6日撮影)



団体・企業等の概要

「オール岩大パワーを!」をスローガンに取り組んだ東日本大震災の復興活動を活かし「グローバル人材の育成」を目指す。

- 住所 岩手県盛岡市上田3丁目18-8
- TEL 019-621-6006

学生・教職員や新入生への緊急対応と並行し(約400名の学生・教職員が被災し、学生1名が犠牲となった)、平成23(2011)年9月に「三陸復興推進本部」、24(2012)年4月に「三陸復興推進機構」を設置して、全学を挙げて被災地の復旧・復興に取り組む体制を整備し、専門性やマンパワーを活かした取り組みを行った。ボランティアに参加した学生は延べ約2,500名である。

留学生を避難所に誘導など対応 教職員・学生全員の被災調査も完遂

3月11日の発災後、直ちに危機対策本部を設置し、停電等により情報が不足する中で、翌日の後期日程入試の延期を決定する等、迅速な対応を行った。とりわけ留学生については、希望者を避難所へ誘導する等、こまやかな対応を行った。教職員及び学生約6,000人の安否と被災状況について悉皆調査を行い、最後の1人を確認したのは5月末であった。発災翌日に延期とした後期日程入試は最終的に中止を決定し、卒業式・修了式と入学式も中止し、新入生の入学手続期限や新学期の授業開始をそれぞれ後ろ倒しした。また、多くの卒業生がアパート退去期限を目前に運送業者から引越をキャンセルされたことを受け、不動産業者に対し大学として特別対応を依頼した。

指導後に学生派遣、要望精査後の対応など 確実な取組を実行

中長期的な取り組みが必要になることを見据え、大学の学生ボランティア派遣は、参加学生のPTSD等を避けるために、事前・事後指導の実施等、派遣体制の整備を進めた後、4月上旬から開始した。また、被災地域の要望を収集し、対応可能なことを精査するとともに、すべきこと、できることについて教職員に広く調査を行った。これらを基に、実施プロジェクトと対応グループを編成し、予算確保を含め、速やかに活動を開始した。後に、学則を一部改正の上、三陸復興推進機構を設置したが、当該機構は、この際に編成した活動グループを母体とする6部門により構成されている。機構の設置により、継続的な復興活動が可能となった。

課題

複数の調査団が入る場合は 復興活動を妨げないよう調整が必要

自衛隊等による救助活動が優先されたため車両の通行が許可されず、本学関係者が初めて沿岸被災地に入ったのは3月末であった。本学以外にも現地には全国のさまざまな調査団がひっきりなしに入っており、復興活動の妨げになるとして、自治体から調整を依頼された。復興活動の開始にあたり現場確認は必要だが、この点は課題である。

教訓・提言

災害時の施設開放や 被災地の復旧・復興支援は大学の務め

大きな災害が発生したとき、大学の所有する施設は有効活用できるため、一般市民の避難所になりうることを想定して、備蓄や設備整備を進めるほか、自治体と協定を結んでおくことは必要であろう。また、大学には常に一定規模の若者がいるが、若者が普段から地域活動に参加して周辺町内会とコミュニケーションを取っておくことは、災害時のスムーズな避難や、さまざまな支援を迅速に行う際の基盤となるであろう。さらに、災害によりダメージを受けたなりわいの再生には長期的な視点による取り組みが必要である。新たな産業や社会システムを創成するためには一定レベルのイノベーションが必要であり、大学の果たすべき役割は大きいと考える。

一般社団法人 岩手県建設業協会

釜石市街地がれき撤去



団体・企業等の概要

建設業者の技術的、経済的及び社会的地位の向上を図り、もって建設業の健全な発展並びに公共の福祉の増進に寄与すること。

■住所 岩手県盛岡市松尾町17番9号

■TEL 019-653-6111

当協会では、東日本大震災からの復興においては、国・県・市町村との連携により、様々な取組を遂行してきた。平成24(2012)年以降、当協会独自の記録誌を4回に渡り刊行し、私たちの取組実績を紹介してきた。今後も、引き続き一日も早い復興と平安な日々が訪れることを願い、会員一丸となって復旧復興事業の遂行に努力している。

国、県、市町村の要請により 地元会員業者が道路の啓開

3月11日／災害対策本部立ち上げ。3月14日／緊急支部長会議を開催し、会員の安否確認、国・県等との密接な連携、沿岸地域への内陸部からの支援等を決めた。3月18日／内陸部会員への資機材保有調査を実施し、結果を国・県に報告した。

国道45号、沿岸と内陸を結ぶ道路、市街地の道路が損壊あるいはがれきの散乱により通行不能となったため、国・県・市町村の要請(災害協定)により、発災直後(震災当日)から地元会員業者が道路の啓開にあたった。これにより、沿岸市町村間の往来、内陸からの連絡、さらに自衛隊・消防・警察の救護活動等が可能となった。

地元会員には、被災した会員・従業員も多かったが、余震が続き、電気・通信が途絶えるなど危険な状況下の中で、作業に取り組んだ。

今回の震災においても事故発生が懸念されることから、あらゆる方策を講じて工事事故発生の未然防止に努める必要があった。

発災後、公共工事の5%分の執行留保がなされ、10月7日解除されたものの、県の内陸部においては一般の工事の発注が例年の半分程度にとどまった地域があるなど、経済的にも厳しい状況にあった。



7月4日小本港がれき受入れ

課題

がれきの最終処分は 県外地域や業者との連携が必要

がれき撤去・処分は、仮置き場の確保として沿岸南部ではがれきの仮置き場のスペースが足りなく、当初のがれきを処分しなければ、新たながれきを集積できるスペースがなかった。

また、最終処分のについては、がれきの量の多さ、短時間での処理、処理に要する専門技術などは、県内業者だけでは手に負えない部分があるために、県外の地域(都道府県)や業者と地元業者の連携が必要であった。

労働災害防止対策の徹底では、阪神・淡路大震災の際には、復旧・復興工事において多数の労働災害事故が発生し多くの労働者が犠牲になった。

教訓・提言

役所・自衛隊・警察・消防と建設業が 一体となって対応するため情報共有を

災害時には、国・県・市町村が有する被災情報が、被災地の最前線で頑張っている企業に入らず、スムーズな対応ができないことがある。役所・自衛隊・警察・消防、建設業が一体となり災害対応をするために情報共有する必要がある。

また、広域的な大災害で相互に連絡が付かない場合でも最低限の集合場所をあらかじめ決めておけば、各時点での状況に応じた臨機応変な対応がかなりできる。

首都圏等との輸送路の寸断等により、食料品・日用品等の品不足状態がしばらく続いた。東北に限らず重要な輸送路は複線化しておくべきである。

重機、ダンプに使用する油類の確保に併せて被災現場を巡回できる小型ローリーの確保が必要である。

一般社団法人 岩手県高圧ガス保安協会

協会創立60周年記念ポスター



団体・企業等の概要

高圧ガス事業の公共性に立脚し、業界の健全な発展と自主体制の確立を図り公共の安全と地域産業の発展に寄与することを目的とし、昭和31(1956)年に設立。

■住所 岩手県盛岡市本町通一丁目17番13号

■TEL 019-623-6471

東日本大震災の際は、沿岸地域のガス販売事業者、ガス製造施設、充填施設などが甚大な被害を受けたが、当協会では会員の総力を結集し、被災地へ向けたLPガスや医療用ガスの配送、仮設住宅のLPガス供給設備の工事、津波により流出したガス容器の回収・くず処理などに取り組んだ。

ガスの漏えい・放出防止や緊急の供給対応などの処置

津波により消費者宅、販売事業所及び充填所から流出したガス容器や貯槽による二次災害が懸念されたことから、これらのガスの漏えい・放出防止の応急処置を行った。

また、日ごと増えていく各地域の避難所には、炊き出し用のLPガスの緊急供給対応を行い、被害の少なかった消費者宅には、供給再開の対応に追われた。



津波で流出した20tLPガスタンクを回収(宮古市内)

災害時におけるLPガスの調達や応急対策

岩手県との間に、災害時におけるLPガスの調達や応急対策などに係る協定を締結していたことから、県災害対策本部から被災地域への防災要員の派遣要請があり、内陸部の協会各支部から延べ約800名を派遣し、流出した容器の回収、仮設住宅のガス供給設備の工事等に従事した。

また、LPガス容器が不足したため、全国LPガス協会を通じて各都道府県に容器約1,500本を支援要請し、LPガスの供給にあたった。

一方、医療用酸素が不足し、医療機関に対しての供給が滞ることが懸念されたが、特例措置として工業用酸素を医療用酸素へ転用し、医療機関への供給に当たった。

課題

物資やデータを損失、人材や情報の確保が困難

被災地域の販売事業所においては、車両や工具類の流出、顧客データの損失が追い打ちをかけた。

また、経営者・従業員自身が被災して避難所生活を余儀なくされる中で、限られた人材による保安活動を強いられた。

協会本部においても、情報のライフラインが使用不能となる中、被災地域の被害状況の把握は困難を極めた。

教訓・提言

災害発生時の活動が円滑にできるような体制づくりへ

東日本大震災の際は、想定外といわれる規模の震災であったことを踏まえれば、特にLPガスについては復旧が早く、安全機器の普及により大きな二次災害の発生を防止できたものと思われる。

これを契機に、業界全体のさらなる取組みとして、一般消費者宅のガス設備の災害対策強化や容器の転倒防止対策のほか、災害時における対応方法について幅広く啓発を行っている。

各ガス販売事業者や充填所にあっては、昨今頻発する台風、異常気象に起因する大規模水害や土砂崩れのほか、今後発生しうる災害について様々な状況を想定した訓練を実施することにより、災害発生時の活動が円滑にできるような体制づくりが、今後も求められている。

岩手県石油商業協同組合

組合事務所所在の盛岡商工会議所会館



団体・企業等の概要

本組合は、昭和28(1953)年に組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、自主的な経済活動を促進することを目的として設立した。

■住所 岩手県盛岡市清水町14番12号

■TEL 019-622-9528

当組合は、県内の石油販売業者で組織する県内SSの8割が加入する団体。平成23(2011)年3月11日の東日本大震災においては、沿岸146SS(県内全体498SS)のうち、陸前高田・大船渡管内27SS、釜石管内の16SS、宮古管内21SS、併せて64SSが全壊となった。

また、県内全域で停電となった中、主要道路が寸断され、燃料供給拠点である油槽所も被災したため、県内全域で燃料供給がストップした。

手回しポンプ、足漕ぎポンプを使ってガソリンを供給

震災発生時は、停電により給油機の使用ができないため、手回しポンプ、足漕ぎポンプを使用しガソリンの供給を行ったが、多くの車に対応ができない状況が数日続いた。停電が解消してからも3月は灯油が必要な時期であったことから、ポリ缶を持って給油を待つ人と車の列が続き、給油制限し対応した。

県と連携し、緊急車両への供給、花巻空港のジェット燃料確保も

震災から1週間は元売りからの燃料供給がストップした。3月19日に関東から日本海(秋田)を經由して鉄道での輸送が行われたが、被災地への輸送を優先したため4月までは内陸部の燃料供給燃料不足が続いた。

このような中で、緊急車両(救急車、消防車等)への供給を県と組合が連携し対応した。また、花巻空港を利用し沿岸部の被災者を救助するためのジェット燃料の確保も組合が行い人命の救助に当たった。

給油所が大幅に減少した被災地域の現状

沿岸被災地域の146SSのうち、約6割の87SS(全壊64SS、一部損壊15SS、浸水8SS)が被災した中で、被害の少なかった59SSでは従業員も被害に遭いながらも避難所等への給油を行った。

震災の影響により、震災前には146ヶ所あった沿岸部のSSは87SSまで減少しており、多くのSSが再建できないまま沿岸地域の燃料供給を担っている。

課題

災害の教訓から、中核SS・配送拠点の整備と自家発電機の配備

東日本大震災、その後の災害の教訓から災害時の燃料不足に対応するため、56の中核SS、配送拠点を整備し、一定の燃料を緊急車両のために使用する燃料備蓄体制を整備した。

また、停電時に対応するため、自家発電機を備えた住民拠点SSの整備も併せて実施した結果、令和元年度で半分以上のSSに発電機を整備することができた。



災害時を想定した緊急車両への給油訓練

教訓・提言

非常通報システムの整備や災害に備えた「満タン」や備蓄の呼びかけ

組合は、エネルギー供給拠点の最後の砦として、非常通報システムの整備、災害時に備えた「満タン&灯油プラス1缶運動」を展開しながら平時からの安定供給体制の構築に努めている。東日本大震災で経験した教訓を生かし、自らができる備蓄に心がけることも大切な災害対応であるとの認識を、県民の皆様、国・県・市町村と共有しながら災害への備えを呼び掛けて参りたい。



発電機の導入及び「満タン&灯油プラス1缶運動」の推進

公益社団法人 岩手県トラック協会

団体・企業等の概要

昭和18(1943)年4月に岩手県貨物自動車運送事業組合として創立。平成25(2013)年4月1日、公益社団法人として新たなスタートを切った。現在〔平成31〔2019〕年4月1日〕の会員数は、648社、車両数は13,361台。

■住所 岩手県紫波郡矢町流通センター南二丁目9番1号
■TEL 019-637-2171

トラック運送事業は、日本国内の経済と産業、そして日々の人々の生活を支えるため国内物流の基幹産業として重要な役割を果たしている。トラックが運んでいるのは人々の暮らしそのものである。

東日本大震災における被災状況は、死者数46名、流失車両数483台、被災事業者数101社となっている。なお、発災当初から、岩手県と平成9年に締結した協定に基づき、物資拠点の運営にあたった。

要請を受け全国救援物資の受け入れ集積拠点の運営、被災地輸送を遂行

岩手県からの要請を受けて、全国からの支援・救援物資等の受け入れに伴い、会員事業者の協力の下で、救援物資集積拠点である「岩手産業文化センター(アピオ)」の運営並びに被災市町村への救援物資の輸送等を行った。なお、当初は並行して、花巻空港での運営にも携わった。岩手産業文化センターでは、延べ290日間の長期にわたり、延べ輸送車両数2,266台、延べ作業員4,634名、並びに、花巻空港にあっては、延べ62日間にわたり、延べ車両数152台、延べ作業員425名余、協会傘下の会員の絶大なる協力の下で、遂行できた。

③集積所・備蓄倉庫

- ア) 物資の集積拠点として、内陸南部での選定が不可能だった。
- イ) 当初は、倉庫を利用し、手作業で行った。
- ウ) 県の責任者は、物流に詳しい人がおらず、効率的な作業運営の判断ができなかった。

④情報通信体制

- ア) 停電の対応が十分でなかった。
- 等が上げられた。

課題

管理、輸送、集積所、情報通信など、各現場での課題が残された

支援・救援物資の集積拠点における課題としては、

①管理機能面

- ア) 県職員だけでは実態が想定できず、机上の計画になってしまった。
- イ) 国・各都道府県及び各業者・メーカー等からの物量の想定ができなかった。

②輸送面

- ア) 発災当初は被災地と十分な連絡が取れず、県からのプッシュ方式しか取れなかった。
- イ) 2次集積所(各市町村)から各避難所へ物資が届かず。
- ウ) 燃料不足が発生し、トラックが走行不能。
- エ) 幹線道路の決壊等が発生しても、詳細な状況把握ができなかった。

教訓・提言

実働母体の機能喪失のリスクも想定複数の対策を準備することが重要

過去の多くの事例を検証し、想定外を減らしておくことが必要であり、特に、被災市町村では、実働母体や部署の機能が失われるリスクが想定されていなかったのではないかと。改めて、東日本大震災で得た教訓を絶やさず、風化させないことが重要である。

自然災害は、いつ、何が起こるか分からないことを念頭に置き、目的毎に複数の方法を準備しておくことが重要である。

株式会社岩手日報社

津波で陸前高田、大船渡両支局が流失し、取材拠点となった遠野支局で執筆する記者=平成23(2011)年3月15日



団体・企業等の概要

明治9(1876)年7月21日創刊。本社と県内外19支社局の取材網のほか、共同通信社が配信する国内外の情報を基に日刊新聞を発行している。

■住所 岩手県盛岡市内丸3番7号

■TEL 019-653-4111

東日本大震災当時、沿岸6支局に記者、業務主任、事務員ら19人が駐在していた。地震発生後、その多くがあらかじめ決めていた高台に速やかに退避し、押し寄せる津波を7カ所で撮影。停電で自社輪転機が使用不能となったため、新聞社災害時相互支援協定を全国で初めて発動。青森市の東奥日報社や秋田市の秋田魁新報社の協力で新聞を発行した。

避難所を記者が丹念に回り 約5万人の生存者名を報道

激しい余震と停電が続く中、被災状況の取材のため、直ちに取材班を編成。記者は山岳取材を兼ねて配備していた災害取材装備や衛星携帯電話を携えて沿岸に向かった。避難所などを取材する中で、着の身着のまま避難した被災者の多くが家族の安否情報を求めていることを切実に感じ、本社に報告。行政機関の被災で犠牲者名の公表のめどが立たない状況に鑑み、前例のない避難者の氏名掲載を決断した。最も多い時で500カ所を超えた避難所を記者が丹念に回り、張り出してある名簿を写真に撮影するなどして、3月14日付朝刊から延べ約5万人の生存者名を報道した。掲載紙は各地の避難所などで回し読みされ、不安を抱えた被災者に「生存」を伝えた。



岩手日報掲載の避難者名簿で家族や知人の名を探す被災者=平成23年3月15日、大槌町・安渡小避難所

震災犠牲者の人となりを 顔写真付きで紹介する連載を開始

地震や津波による災害は予測できないため、震災の犠牲者は地震発生直前まで普段通りの日常を過ごしていた。最期に日頃の感謝や別れの言葉を告げられた例はほとんどなく、被災地を取材する記者たちは「何もしてあげられなかった」と悔やむ多くの人たちに共感。その中で、突然人生を奪われた犠牲者の「生きた証し」を後世に残すことが活字メディアの使命と考え、平成24(2012)年3月11日付で、震災犠牲者の人となりを顔写真付きで紹介する連載「忘れない」を開始。これまでに約3,600人の人生の一端を伝え、今も継続している。平成28(2016)年には遺族から聞き取った犠牲者の行動記録をデジタルアーカイブ化し、世界へ震災の教訓を発信している。

課題

安否確認などに必要な 個人情報の発表を躊躇する例が増加

近年、インターネットの発展に伴い個人情報を悪用した犯罪などが多発し、社会不安が増大。災害対応を担う地方自治体が、本来、迅速な行方不明者捜索や安否確認などに生かされるべき個人情報の発表を躊躇する例が増えている。個人情報保護法への過剰反応やマスコミによるメディアスクラムも公表を妨げる一因となっている。

教訓・提言

個人情報の正しい理解と 運用を進めることが重要

個人情報保護法は、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性のバランスを図るものだが、個人情報はなんでも保護すべきという誤解が自治体の萎縮につながり、人の命や身体、財産の保護に必要な場合を例外としている同法の定め以上に公表を控える例が増えている。特に災害時は行方不明者の捜索や要支援者の支援の妨げとなっており、正しい理解と運用を進めるべきだ。一方、さまざまな事情で公表に配慮が必要な人もいる。この相反する課題について国民的議論を深め、災害時のルール作りを進める必要がある。繰り返されるマスコミのメディアスクラムも大きな問題であり、メディアは被災者に寄り添う姿勢を明確にして防止に全力を挙げねばならない。

東北電力株式会社 送配電カンパニー岩手支社



ライトアップした無線鉄塔

団体・企業等の概要

- 住所 岩手県盛岡市紺屋町1番25号
- TEL 0120-175-466(コールセンター)

岩手県内の送配電設備の運用・保守管理・電気の流れのコントロールなどを行っている電力センターや制御所のまとめ役を担い、広大な岩手にお住まいの皆さまの生活や産業に欠かせない電気を24時間・365日安定的にお届けし続けるため、地震や台風、暴風雪などの自然災害に備えて各種訓練を行うなど、岩手の復興と発展のため、技術・技能の向上に取り組んでいる。

東日本大震災による岩手県内の停電状況

平成23(2011)年3月11日14時46分。東日本大震災により、岩手県内全域の約81万戸で停電が発生した。懸命の復旧作業により、4日後の3月15日には、沿岸部の4営業所管内を除き、県内の停電を解消した。



震災直後から、全社・企業グループ・工事が一丸となって復旧作業にあたり、早期の復旧に努めた

復旧に着手可能な地域の停電を全て解消

また、4月7日の余震により、県内全域が再度停電となったが、翌日にはほぼ解消し、5月28日には、津波等で当社設備や道路・橋などの公共的なインフラ、お客さま家屋等が流失してしまった地域や、震災の影響で現地への立ち入りが困難な地域などを除き、岩手県内で復旧に着手可能な地域の停電を全て解消した。

当社管内では、震災直後に約486万戸に及ぶ停電が発生したが、3日後の3月14日には約80%、3月末では約96%の停電を解消した。6月18日には、津波による流失地域などを除き、復旧に着手可能な地域の停電を全て解消した。

課題

災害時はプラグを抜いてブレーカーを切る！

防災の基本は火災を出さないこと。アイロン・ドライヤーや電気ストーブなどの熱器具を使うときは、地震が発生したら速やかにスイッチを切ってプラグをコンセントから抜く。

電気の消し忘れによる事故を防ぐために、避難するときはブレーカーを切ってから避難する。

教訓・提言

大規模災害に備えて

当社は、大規模な災害に備えて、定期的に訓練を実施している。訓練では、広範囲にわたる被害を想定し、複数の事業所が連携するなど、早期復旧に向けた対応力強化を図っている。

また、お客さまへ24時間、安定して電気をお届けするために最新のシステム導入や災害に強い電線などを積極的に導入している。



災害発生時の対応力向上を目指す復旧作業の訓練

東日本電信電話株式会社 岩手支店



震災後、通信の早期復旧に向けた活動の様子

団体・企業等の概要

NTT東日本岩手支店は社会インフラの責任ある担い手として、災害対応力の強化等に全力を挙げて取り組み、「つなぐ使命」を果たしている。

■住所 岩手県盛岡市中央通1-2-2

■TEL 019-625-4410

津波により通信ビルは全壊・浸水するなど385ビルが機能停止となり、約150万回線の通信サービスが利用できない状況となったが、被災直後より災害対策本部を立ち上げ、グループ各社や通信建設会社等と一丸となって取り組み、甚大な被害エリアを除き、平成23(2011)年4月末までにほぼ全ての通信サービスの応急復旧が完了した。

※数値は東日本エリア全体の数値

現場の状況に応じて 様々な方法で応急復旧

通信サービスが利用できない状態を1日でも早く回復させるため、応急復旧に取組んだ。被災した通信ビルを清掃し外壁を仮補修した上での設備の新設、電柱の代わりに立木の利用、河川越しにケーブルを施設するなど、現場の状況に応じた様々な復旧方法を用いて応急復旧を行った。



津波により被災を受けた通信ビル

災害時用公衆電話を 被災地等に1,202カ所設置

安否情報や情報収集を支援するため、避難所等に災害時用公衆電話を1,202カ所設置するとともに、各企業の協力でインターネット接続コーナーを設置し無料で提供した。通信回線の開通が困難な地域でもポータブル衛星等を活用することで提供を可能とした。

※数値:東日本エリア全体



安否確認のため災害時用公衆電話を利用する住民の方々

課題

津波対策・水防対策、 広域長時間停電への対策が重要

従来より各種通信は信頼性を重視し設計・構築されており、地震による故障、破損は多くなかった。一方、津波による通信設備の破損、長時間の停電によるサービス停止が多く発生したことから本格復旧に向けては、津波対策・水防対策、広域長時間停電への対策を重視した。

教訓・提言

これまで以上に 災害に強い通信設備作り

通信ビルの高台移設や水防対策など、更に災害に強い通信設備作りを取組んできた。今後も発災時は早期復旧に努めるとともに、これまで以上に各自治体等と情報連携を密にし、要支援者への優先対応など被災された方々に寄り添う活動にも全力で取組んでいく。

※高台移設した通信ビル数:18ビル(東日本エリア)



津波対策に高台にて移設した通信ビル

公益財団法人 岩手県下水道公社

釜石市／矢の浦水管橋復旧工事の現場管理業務の様子



団体・企業等の概要

昭和62(1987)年設立(平成23[2011]年に公益法人移行)。県市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の整備・管理の支援事業を行っている。

- 住所 岩手県盛岡市東見前三地割10番地2
- TEL 019-638-2623

当社は、技術者が不足する市町村への支援事業を平成10(1998)年から実施している。主な内容は下水道施設の設計積算及び現場監理。これまで蓄積した技術と経験を活かし、被災した下水道施設の早期復旧に向け、自治体からの要請全てに対応すると目標を掲げ取り組んできた。支援実績は県と9市町村で延べ46件を数える。

自治体からの要請の有無に関わらず被災状況調査を実施

発災直後は、陸前高田市漁業集落排水施設の管路施設等の一次調査を実施したほか、自治体からの要請の有無に関わらず被災状況調査を行い、被災自治体に対し下水道施設の早期復旧に向けた支援を行った。



陸前高田市の漁業集落排水の一次調査状況写真

自治体の補助業務や復旧工事の円滑実施、早期完了などに努めた

被災自治体からの要請を受け、下水道施設のうち主に管路の復旧支援として、負担法による公共土木施設災害復旧費用の確定を行う災害査定を受検に必要な復旧工法の検討や、査定設計書の積算及び災害査定受検における自治体の補助業務にあたった。

災害査定後は、早期復旧支援として工事発注設計書の積算業務や復旧工事において現場監督・立会業務等の支援を行い、復旧工事の円滑実施かつ早期完了に努めた。

また、防潮堤や道路整備等の復興事業に関連する下水管の移設・新設工事においても、積算業務や現場監督等の支援業務を行い、現在も継続している。

課題

発災直後の現場で各自治体と円滑な意思疎通ができず

震災前に当公社と業務上の関係が希薄だった自治体もあり、発災直後の現場で円滑な意思疎通ができず、初期の現地調査や関連施設の位置把握等で非常に苦勞した。県の下水道所管課の仲立ちにより対応したが、日頃の市町村職員との結び付きの薄さを痛感した。当公社事業の日頃のPR不足によるものと反省している。

教訓・提言

あらゆる機会を利用し自治体との接点を維持することが重要

復興事業等に必要な人員が不足していた自治体へのカバーや下水道経験の少ない任期付き職員及び他県派遣職員に対するサポート等、当公社の支援事業は下水道施設の復旧復興と被災地の衛生環境維持に対し一定の貢献ができたと考えているが、一方で課題も浮かび上がった。

今後の大規模災害の現場では、初期段階から被災自治体との意思疎通が図られるような取組が望まれる。このためには職員同士の顔の見える関係を築いておくことが重要であり、業務上の関係だけでなく当公社の普及啓発活動や技術職員研修などあらゆる機会を利用し、県内自治体との接点を維持していくことが大切と考えている。

一般社団法人 岩手県測量設計業協会

設立40周年を記念して作成したパンフレットです



団体・企業等の概要

会 長 加藤 清虎(株式会社 東開技術 代表取締役会長)

設 立 昭和52年10月11日

会員数 正会員50社、賛助会員6社

■住所 岩手県盛岡市みたけ四丁目4番20号

■TEL 019-646-3344

測量設計業に係る調査研究、測量設計技術研修会の開催、普及・啓発等に関する事業を行い、測量設計業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、もって岩手県産業の振興及び発展並びに公共の福祉の増進に寄与することを目的とした一般社団法人。関係機関等への要望、連絡等並びに意見交換、提携等も行っている。

災害調査要請を受け

沿岸地域の津波痕跡調査を開始

当協会は岩手県県土整備部との間で「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、東日本大震災の翌日早朝には県土整備部長から会長あてに災害調査要請があった。

3月22日には県土整備部河川課から「岩手県全域の津波痕跡調査」が委託され、沿岸12市町村の津波痕跡調査が開始された。



津波痕跡確認写真
(大槌町大槌漁港海岸
赤浜地区)

土砂災害危険個所の点検や

災害査定に関する業務も実施

3月30日には県土整備部砂防災害課から土砂災害危険個所点検業務を依頼され、県内6,600余の土砂災害危険個所の点検を津波痕跡調査と並行して行うことになった。そのほかにも災害査定に関する業務も行った。以下に従事した業務を列挙する。

- ・県北地区トンネル調査 1社
- ・初動調査及び復旧調査(花巻、一関、水沢、釜石、岩泉、宮古、久慈) 20社
- ・津波痕跡調査(県庁河川課) 15社
- ・土砂災害危険個所点検調査(県庁砂防災害課) 31社
- ・橋梁点検調査(花巻、水沢) 10社
- ・災害測量調査(釜石、大船渡、遠野) 2社
- ・災害査定被災写真整理(宮古) 3社
- ・被災状況調査(釜石、大船渡) 20社
- ・工損調査(大船渡) 1社

課 題

被災地停電の長期化や

会員社屋被災により情報伝達に苦勞

盛岡市の震度は5強であり当協会もキャビネットが転倒し、テレビが落下するなど足の踏み場もないほどに物が床に散乱する大変な状況であった。

停電により、電話もメールも不通となり、電力確保が大きな課題となった。今回は、被災地停電の長期化や会員社屋被災により沿岸被災地会員との情報伝達に大変苦勞した。

教訓・提言

電力やガソリン確保のための対策、

交通ネットワークの整備が必要

電話不通時にも沿岸振興局に配備された衛星携帯電話は有効に機能した。だが、配置数が少なく、思うようには連絡調整ができなかった。業務に必要な不可欠であるガソリンも全体量の不足から給油許可証が必要となり、その連絡調整事務が必要になった。このことから、複数ルートからの電力確保対策、県内主要都市にオイル備蓄ターミナルの整備等が求められる。

交通ネットワークにおいて現計画で縦軸2本を結節しているのは、地域高規格道路宮古盛岡横断道路、東北自動車道釜石秋田線だけであり、県北沿岸地方の有事の際に遅れが懸念されるので、九戸ICと久慈を結ぶ地域高規格道路整備を構想する必要がある。

岩手県土地開発公社



三陸復興支援事業実施時の集合写真(平成30[2018]年3月)

団体・企業等の概要

昭和44(1969)年4月財団法人岩手県開発公社として設立。
昭和48(1973)年3月公有地の拡大の推進に関する法律に
基づき、岩手県土地開発公社へ組織変更。

- 住所 岩手県盛岡市長田町6-2
- TEL 019-652-1110

岩手県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に
基づき、公共用地の取得・造成を行う専門機関である。

弊社は、発災後内部で支援可能な事業内容について検討を行
い、国、県及び市町村等と協議し、平成23(2011)年度から平成29
(2017)年度にかけて三陸沿岸道路の用地取得、住宅団地の用地
取得・造成などに取り組んだ。

支援可能な事業内容について検討し、 適切に処置

発災直後から、岩手県土地開発公社として支援可能
な事業内容について検討し、平成23年4月に岩手県に
対し宅地造成を市町村の代行業で行うことが可能で
あること等を伝えたほか、国土交通省に対しても三陸沿
岸道路の用地取得について対応可能と回答し、平成24
(2012)年度から平成29年度の6年間に三陸沿岸道
路の7路線(洋野階上道路、野田久慈道路、宮古老道
路、山田宮古道路、釜石山田道路、吉浜釜石道路、唐桑
高田道路)の用地取得業務を受託のうえ、実施した。

- 取得面積約146ha、事業費約60億円

市町村等の宅地造成事業を代行

市町村等に対し宅地造成事業を代行することが可能で
あること等の内容について説明し、平成23年度から平成
29年度の7年間に5市町村の住宅団地の用地取得・造
成、陸前高田市の津波復興拠点整備の用地取得・造成、
大槌町の学校グラウンドの用地取得・造成、2市の防災集
団移転促進区域内の用地取得、大船渡市の住宅団地造
成の補助監督などの業務を受託のうえ、実施した。

- 住宅団地等の用地取得・造成は造成面積約59ha、事
業費210億円
- 津波復興拠点整備及び防災集団移転促進区域の用
地取得は取得面積約37ha、事業費約50億円

課 題

予測できない事態の発生により 作業工程に影響

大規模な災害であったため、事業計画後の予測できない
事態の発生により、起業者が策定した当初の計画どおり
の工程で進まなかったほか、工事発生件数の増加に伴い
工事入札の不調が発生し、工程への影響が生じたことが
あった。

教訓・提言

用地リスクの検討や 工事の発注方法の柔軟な対応が必要

国、県、市町村等をはじめ関係者のご協力により、事業
総額320億円を超える事業を短期間で実施し、被災地域
の復旧・復興に微力ながら貢献できたことが成果であると
考えている。

東日本大震災津波の発生後も全国各地で毎年のよう
に自然災害が発生しているため、大規模災害の復興事
業に係る移転先候補地等を想定し、用地リスクの検討を
しておくことや、工事発注件数の増加が想定されることか
ら、入札不調等により事業に遅れが出ないように、発注金
額や地域事情等に応じて、発注方法の見直しに柔軟に
対応する必要があると考えている。

公益財団法人 岩手県土木技術振興協会



震災からの復旧・復興を支援しています

団体・企業等の概要

当協会は県内自治体が所管する社会資本の整備や維持管理に関する行政業務を補完・支援することを目的に県及び全市町村の出捐により設立された。

■住所 岩手県盛岡市みたけ二丁目2番10号

■TEL 019-643-8585

東日本大震災津波においては、発災直後から、県や市町村からの要請に応じ、災害復旧・復興業務の支援に取り組んできた。

当協会では発災後、災害対策室を設置するとともに、全国の建設技術センター等から応援職員の派遣を受け体制の強化を図ることで、膨大な災害査定への対応、工事発注設計書の積算業務などに取り組んでいる。

発災直後から県内各地の現地調査に赴き 県、市町村の災害査定を支援

発災直後から県内各地の現地調査に赴き、災害査定箇所を選定した。被災箇所の測量・設計（工法検討）を行い、その後査定設計書の作成、災害査定支援等を行った。

平成23（2011）年災害では、県全体で2,500件を超える査定件数となったが、市町村査定の約6割、県を含めた岩手県全体の査定では約4割において支援を行った。



災害査定支援（現地査定補助）の様子

被災地の復旧・復興のため 積算支援業務や現場技術業務を支援

県や市町村においては、復旧・復興業務を進めるための土木技術者が不足していることから、工事発注設計書の積算支援業務や工事の現場監督支援といった現場技術業務も当協会にて支援している。

積算支援業務では、防潮堤や水門、トンネルや橋梁といった大規模構造物の積算をはじめ、道路、河川施設のほか防災集団移転事業に係る造成工事などの設計書作成を行っている。

また、現場技術業務では、主に市町村が発注するトンネルや橋梁といった大規模構造物の現場監督支援を多数行っており、現在も被災地の復旧・復興のために全力で支援を続けている。

課題

土木技術職員が減少傾向にあり 大規模な自然災害への対応が困難

近年、行政のスリム化が進み自治体の土木技術職員も減少傾向にあることから、大規模な自然災害への対応が困難になっている。大規模災害時には当協会でも全国の建設技術センター等から応援を受け、自治体支援を進めているが、全国的にも大規模災害が多発しており、応援体制の確保が難しくなっている。

教訓・提言

若者や女性技術者が働きやすい職場環境の 整備に業界全体で取り組むことが重要

東日本大震災津波では、全国から多くの土木技術者に支援していただいたが、必要な人数を確保できたとは言いがたく、大規模災害に対応するためには、行政のみならず、土木業界全体で土木技術者を確保する必要がある。

当協会では「いわて女性活躍認定企業等」への認定や、「イクボス宣言」により、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいるが、これからの岩手を担う若者や女性技術者が働きやすい職場環境の整備に業界全体で取り組み、これまで培った経験や技術をしっかりと伝承していかなければならないと思う。

岩手県交通株式会社

大槌町内を走る、東京都交通局から提供頂いたバス



団体・企業等の概要

昭和51(1976)年6月1日に発足。盛岡以南で路線バス、高速バスや貸切バス事業を展開。沿岸地域では大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市にかけてバス輸送を担っている。

- 住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3-55
- TEL 019-654-2141

懸命の救助作業にあたったが乗客2名と休暇中であった従業員2名の命が奪われ、大船渡営業所、高田バスターミナル、釜石東前車庫とバス20台が津波により流失した。

大船渡営業所のバス22台は従業員が高台へ避難させたことにより難を逃れた。ライフラインが停止し、バス輸送に必要な燃料供給もストップ。流失した大船渡営業所の代替拠点の確保にも奔走した。

夜行高速バスの大量需要に応え 空港までのアクセスバス輸送にも注力

東北新幹線が不通となり、首都圏への移動手段として夜行高速バスにお客様が集中した。盛岡～東京間を運行する夜行高速バス「ドリーム盛岡号」への大量需要に対応すべく、多くのバスと運転士、のりば案内係員を投入して1日最大で20便近くの輸送を実施した。また、空港便においても臨時便として羽田～花巻空港間の航路が設定され、空港から盛岡市までのアクセスバス輸送にも力を注いだ。



盛岡バスセンターを出発する夜行バス

自治体や他団体からの支援を受け 復旧・復興に向けた整備を進めた

釜石市、大船渡市において、震災翌日より無料バス運行を開始した。大船渡市・陸前高田市は拠点となる営業所が流失しており対応が難しい状況だったが、バス転回所や施設駐車場を借用することで運行再開の目処が立ち、燃料確保においても自治体の支援をいただいたこと、流失し不足したバス車両についても日本バス協会及び東京都交通局より提供を受けたことで被災者や救援活動を行う自衛隊の輸送まで幅広い対応が可能となった。

仮設住宅からのバス輸送の実施、被災したJR山田線、大船渡線の代替輸送、さらにはJR大船渡線のBRTによる運行受託など、都度、運行計画の協議や現地確認を行いながら復興の一助になるべく努めてきた。

課題

不測の事態でも直ちに対応できる 拠点整備が必要

未曾有の大震災とはいえ、尊い人命を失ったこと、バス車両・大船渡営業所等の営業資産が津波で流失したことでバス輸送の再開に時間を要し、全ての輸送要請に対応できなかったことが悔やまれる。

公共交通は生活の重要なライフラインと実感したとともに不測の事態でも直ちに対応できる拠点整備が必要と感じた。

教訓・提言

事前に対処を講じることや 災害に耐えられる施設の整備が必要

近年、公共交通機関は台風など荒天が予想される場合は早い段階で運行を見合わせている。自治体においても早めの避難を促しており、予想できる危機については関係機関と情報を共有しながら事前の対処を講じることが大事だと思う。

災害に対処・耐えられるような施設の整備もできる限り進めていくことも必要だと思う。



震災後、高台の立根地区に移設した大船渡営業所

岩手県北自動車株式会社

公共交通として、住民の足を守り、インフラとしての役割を担うバス



団体・企業等の概要

岩手県、青森県、宮城県でバス事業を展開している。そのほか、観光・遊覧船・ホテル・サービスエリアと幅広い事業を手がけ、地域の発展に貢献している。

■住所 岩手県盛岡市厨川 1-17-18

■TEL 019-641-7711(代)

県内陸北部・沿岸での路線バスほかの交通・観光事業を展開。

震災では、沿岸地区での物的被害に加えて、社員やその家族・自宅なども被災。

交通事業者として、震災直後から地域住民の足、また被災地と内陸をつなぐ移動手段としての役割を果たすとともに、被災地域でできる復旧支援・交流・リフレッシュをキーワードにした積極的な活動を展開。

鉄道や新幹線が不通の中 被災地の交通アクセスを構築

鉄道不通の中、船越・大槌間無料バスや運賃上限500円バスを運行。

盛岡・宮古間の国道が緊急車両以外通行できない中、県や県警へ何度も働きかけ、緊急車両指定を受けて5日目から106急行バスを運行再開。

新幹線不通の中、秋田空港・盛岡間のバスルートを開設し、盛岡・宮古間のバスとつなげて被災地までの交通アクセスも構築。



震災直後の被災地でがれきりの中を走る路線バス

被災地のためにできること、 役立つことを考え復旧・復興に貢献

津波で孤立した重茂半島で、当該エリアを運行していたバスを地元消防団の災害対策本部として提供し、市内にある本部との連絡にバス無線を外部通信手段として活用。

観光関係の仕事が失われる中、被災地の人たちにできること・役立つことを考え、自治体と連携した入浴バス・買い物バスやユニセフ子ども遠足バスなどを企画実施。

地元企業として具体的な現地ボランティアニーズを踏まえたボラバスツアーを企画実施。国内外から延べ3万人以上のボランティア輸送を担うことで被災地復旧に貢献。

現在は、震災・防災及び復興を学ぶ企業研修や教育旅行を展開しており、防災減災の知恵や教訓の発信とともに、岩手沿岸域への新たな経済交流人口を創出。

課題

燃料や通信手段の確保が困難

一番の課題は、燃料問題。震災時のストック燃料は1週間分程度で、燃料確保の目処が立たない中で生活路線バスと被災地支援のための貸切バスを優先順位付けして運行したが、震災後1週間くらいまでは燃料確保の厳しい状況が継続。

通信不通により、本社と営業所、営業所と路線バス車両との連絡に支障が発生。

教訓・提言

燃料や通信手段に加え被災地を 支援する人材を確保することが重要

大規模な全国レベルの緊急傾斜配分実施による被災地への優先的な燃料供給。

携帯電話に頼らない通信インフラ等を整えることによる被災地域の通信手段確保。

ボランティアの現地ニーズと参加需要とのミスマッチを防ぐためのボランティア受入体制強化。

震災学習ツアーの振興を通じた震災学習効果と経済交流人口の創出。



平成23(2011)年5月 宮古市浄土ヶ浜でのボランティア活動

三陸鉄道株式会社

平成26(2014)年4月5日の南リアス線運転再開記念列車



団体・企業等の概要

昭和59(1984)年4月1日に開業した日本最初の国鉄地方交通線転換による第3セクター鉄道で三陸海岸沿いの町を結んでいる。

- 住所 岩手県宮古市栄町4番地
- TEL 0193-62-8900

三陸海岸沿いを走る鉄道で震災当時は南リアス線、北リアス線107.6kmの区間であった。

震災による津波による被害はこのうち5.8kmであったが線路の流失や橋りょうの倒壊など大きな被害を受けた。被害が少なかった区間から発災後5日で運転を再開した。全線運転再開は平成26年4月6日。

津波を想定した路線のため 一部区間で運転再開が可能に

発災後5日で陸中野田―久慈間、3月中には宮古―小本間でも運転を再開した。

津波想定での路線であったのでトンネルが多く、一部区間で運転再開が可能であった。

3月中は運賃無料として、4月から1年間は臨時割引運賃を設定した。



津波で被災した田老付近を走る三陸鉄道の列車

自衛隊や沿線市町村の協力により 復旧工事は計画通り進捗

3月中に鉄道運輸機構に現地調査を依頼して4月には復旧計画をまとめ県と沿線市町村から復旧のGOサインが得られ、国への陳情等を重ねた結果、秋には国からの支援が決まり復旧工事を11月から開始した。自衛隊、沿線市町村のがれき撤去作業の協力により復旧工事は順調に進み平成24(2012)年4月に田野畑―陸中野田間、平成25(2013)年4月に盛―吉浜間が復旧し平成26年4月6日に計画通り全線復旧となった。

課題

全線運転再開までの 資金調達に問題が発生

早期の復旧工事開始が奏功し計画通りの復旧につながったが全線運転再開までの間、運賃収入が大きく減るため資金調達の問題があった。県からの支援のほか被災レールの販売、乗車券、グッズ類の通信販売、被災地フロントライン研修での視察受け入れなどを行った。

教訓・提言

頻発する大災害にどう対応すべきか 社会全体で考えることが必要

国からの特別な支援を得られたのは、世論の後押しが大きかったと考える。今後の津波以外の災害での支援スキームにもなったが、頻発する大きな災害に対しどのように対応していくかが社会全体で考える時期になっている。



令和元(2019)年10月に発生した台風19号での被害状況

東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社



持続可能かつフリークエンシーの確保が可能なBRT

団体・企業等の概要

JR東日本の一機関として、主に岩手県全域と周辺の隣接する県の一部を含めて担当しており、皆さまに信頼され愛される盛岡支社を目指している。

■住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号

■TEL 019-625-4011(代表)

当社でも東日本大震災により多くの路線で長期間の運休を余儀なくされたが、地元の皆さまの懸命な取組や関係の皆さまの手厚いご支援・ご協力に支えられながら、地域全体の復興と一体となって、全力で復旧工事等を進めてきた。

また、旅行商品の造成や観光PRによる誘客や6次産業化を通じた地産品PRによる地域活性化にも取り組んできた。

国鉄改革に次ぐ「第二の出発点」として使命を果たしていく

津波により鉄道設備に甚大な被害が生じ、車両や駅舎なども浸水、流出等が発生した。その後の相次ぐ余震などもあり多くの困難があったが、震災発生から49日後に東北新幹線を全線で運転再開することができた。これまで災害から得た教訓を踏まえ、耐震補強や地震検知のシステム改良、沿岸線区における避難路の設置などのほか、津波を想定した訓練にも取り組んでいる。また、地域と連携した観光キャンペーンの展開を通じて、SLやポケモン列車といった「のって楽しい列車」の設定などの取組や、山田線(宮古～釜石間)の経営移管に伴い三陸鉄道やIGRとも連携した観光振興への貢献にも努めてきた。

産業等の観点からの地域の活性化にも貢献

沿線自治体からの要望に基づいたBRT新駅の設置やまちづくりの進捗に合わせたBRTルート及びBRT駅位置の柔軟な変更を実施してきた。このほかにも、BRT専用道整備による渋滞回避や交差点でのBRT優先走行による速達性、定時性の確保や可能な範囲で駅待合室の設置やトイレ整備にも取り組んできた。また、これらの利便性向上に努めるとともに、観光PRや旅行商品の造成等を通じた観光の振興、三陸地域の地産品PRと当社グループ全体での地産品の活用と販売や6次化産業への取組などによる産業等の観点からの地域の活性化にも取り組んできた。



シームレスでスムーズな移動による乗り換えが可能な「盛駅」

課題

社会構造などの変化・多様化への対応に向けて

働き方などに対する価値観の変化や技術革新による生活環境の変化に加え、さらなる人口減少や少子化、高齢化により当社の経営環境は急激に変化している。これらの変化への適応を先取りするため「鉄道を起点としたサービス提供」から「ヒトを起点とした価値・サービスの創造」に転換し、新たな成長戦略を果敢に推進していく。

教訓・提言

当社グループだからこそできる地方創生の推進に向けて

地方創生の推進に向けて、観光振興、地域活性化、輸送サービス変革、まちづくりなどにより、「コンパクト&ネットワーク」化を目指し、駅でのご案内などのサービスを効率的に提供するほか、駅や駅周辺でのコミュニティ施設などの連携で、地域の皆さまやお客さまの利便性を高め「地域拠点化」を図る。また、地域の魅力ある素材の発掘と生産、素材を活用した加工事業への参画、商物流機能の強化などにより地域経済の活性化を目指していく。新たな時代を見据え、変化をチャンスと捉えて挑戦を続けることにより、これからもお客さまのご期待に応えるとともに、地域社会の発展に貢献する企業グループとして持続的な成長を実現していきたい。

一般社団法人 岩手県建築士会



応急危険度判定活動訓練の様子

団体・企業等の概要

- 住所 岩手県盛岡市上ノ橋町1-50(岩織ビル内)
- TEL 019-654-5777

昭和26(1951)年に建築士法の施行に合わせ任意団体として設立。昭和34(1959)年には社団法人岩手県建築士会として県の認可を受け活動している。「建築士の業務の進歩改善と本県建築文化の発展及び広く公共の福祉増進に寄与すること」を活動の目的とする。会員は建築士の国家資格を有して専門的立場から、発災直後、被災建築物の応急危険度判定の実施や被災者の住宅再建相談に速やかに対応できるよう体制を整えた。

県内14支部に 被災住宅の復興に向けて相談窓口を設置

岩手県の要請により各支部(14支部)に被災住宅の復興・復旧のため相談窓口を設置し、相談体制を整えた。その結果、被災した住宅等の補修・再建の相談を延べ1,700件余り実施した。



沿岸被災地での住宅再建相談会

仮設住宅に出向き花や球根を植えて 被災者の心のケア

当会女性委員会が中心となり、被災地仮設住宅に出向き被災者の心のケアのため仮設住宅周辺の環境整備としてプランターの花や球根を植える事業(花咲プロジェクト)を複数回実施するとともに現地で被災者を対象とした住宅再建相談会も実施した。



被災地仮設住宅での環境美化活動

課題

活動を通して浮かび上がった 建築士としての課題

- 被災建築物の罹災証明発行に建築士が活用されていないこと。
- 大地震など発災直後に建築士(応急危険度判定士)が実施する建築物応急危険度判定活動について体系的に対応できる常設の組織が無いこと。

教訓・提言

建築に関するさまざまな相談に 的確に対応できる相談員の養成や 罹災証明発行のための現地調査に 建築士と行政側との事前の体制構築が必要

- 被災者に寄り添った広範囲で的確な相談に応じることができる相談員の養成を平常時から行っておくことが必要である。
- 大地震など発災直後に建築士が実施する建築物応急危険度判定活動について招集訓練やスキルアップの技術講習会を組織的に実施しておく必要がある。
- 被災した住宅等の罹災証明発行のための現地調査は被災市町村の職員が行っているが、建築に関し専門的知識を持つ建築士を活用する方が効率的な調査につながるとされるため事前に協力体制を構築しておくことが必要である。

一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

平成23(2011)年6月 建築復興支援センター設立時の写真



団体・企業等の概要

建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築主の利益の保護を図り、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法定団体。

- 住所 岩手県盛岡市名須川町18番16号 建築会館
- TEL 019-651-0781

平時は、建築士事務所の適正化、建築の質の向上、人材育成のための各種講習会等の開催及び建築主からの苦情相談業務等や建築士事務所登録事務を行っている。

また、建築サポートセンターを設置し、建築士からの相談、照会等の対応を行っている。震災直後は建築復興センター及び地域型復興住宅推進協議会を設立し、広く復旧・復興支援活動を展開している。

復旧・復興に向けた技術力の向上、まちづくりなどの支援を継続

建築復興支援センターは、震災直後、現地派遣型被災住宅相談や被災度区分判定・復旧支援を行う等、復旧・復興に向けた技術力向上、復興まちづくり、復興イベント、被災住宅自力再建等の支援を継続している。仙台の国連防災会議関連シンポジウムで、東日本大震災に果たした役割と後世への継承について発表し広く周知を図った。



平成27年3月 国連防災会議シンポジウム発表(鍋倉孝行)

一日も早い住宅再建を実現するため地域住宅生産者グループを組織

地域型復興住宅推進協議会は、一日も早い住宅再建を実現するため、平時を超える需要に対し低廉で品質の良い復興住宅を迅速に供給する必要があり、地域型復興住宅設計と生産システムガイドラインを作成し、地域の設計、施工、木材、資材関係者等で構成する135の地域住宅生産者グループ(構成員約1,500社)を組織し対応してきた。結果、住宅再建の加速化や地域経済の活性化、復興まちづくり、地域材活用につながっている。

また、職人不足、賃金・資材の高騰、工務店探しの困難さに対しても、マッチングサポート制度を立ち上げ、地域住宅生産者グループ間での融通等で対応してきた。一方、生産者グループにはPR支援、技術支援等を行っている。

課題

自力支援の限界や被災認定調査の遅れなどの課題

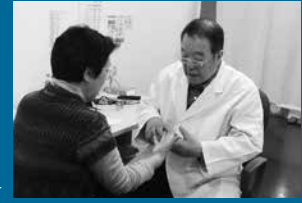
- ①日事連助成金3千万円の巨額を投資し復興支援を行ってきたが自力支援には限界がある。
- ②罹災証明のための被災認定調査の遅れが住宅再建の遅れにつながっている。
- ③応急仮設住宅の断熱性能に問題があり避難生活に支障を来した。
- ④平時を超える需要に対する、職人や材料不足、賃金・資材の高騰、工期の遅延等が課題である。

教訓・提言

それぞれの課題に対する効果的なアプローチが必要

- ①復興の加速化には行政と関係団体の連携が重要である。緊急時に円滑に対応するため、応急危険度判定業務、被災住宅相談、木造応急仮設住宅の供給、罹災証明被災調査等あらかじめ協定を結んでおくことも必要であり復興活動のための助成も重要である。
- ②被災認定調査の遅れは住宅再建に直接影響があるため、関係団体の活用を考えるべきである。
- ③震災は季節関係なく到来するので応急仮設住宅の性能を極暑、極寒でも対応できるものにすべきである。木造仮設は快適性において好評であった。
- ④住宅再建にあたり平時から木造住宅の推進や地域の経済の活性化、景観保全や地産地消等循環型社会形成のための組織を立ち上げ有事の際に活用することも必要と思われる。

一般社団法人 岩手県医師会



高田診療所における石川育成前会長診察の様子

団体・企業等の概要

医道の高揚、医学医術の発展普及、公衆衛生の向上、社会福祉の増進を目的として昭和22(1947)年11月1日発足。現在会員数2,282名。

■住所 岩手県盛岡市菜園二丁目8番20号

■TEL 019-651-1455

県内の医師を会員とする法人。平時は県当局や関係機関と連携して、医療・介護・福祉全般の充実と発展のための事業を行っている。東日本大震災で6名の会員が亡くなり、57カ所の医療機関が被害を受けたが、平時からの県当局との連携を生かして「いわて災害医療支援ネットワーク」の中心メンバーとして全国からの医療支援の調整など災害対応にあたった。

陸前高田市において

医師会が運営する診療所を開設

市内6医療機関が流失し医療機能が完全に麻痺した陸前高田市において、平成23(2011)年8月7日に医師会が運営する診療所を開設した。診療所は平成28(2016)年3月末までの4年8か月にわたり開設し、その間、プレハブなど診療所建物の確保や全面改修、薬局の開設と薬剤師会との調整、派遣医師の確保と日程調整などを実施した。



高田診療所開所式(右は石川育成・当会前会長)

日本医師会災害医療チームや

医師の派遣などによる診療応援

震災直後は、医療機関の再開のめどが立たなかったことから、JMAT(日本医師会災害医療チーム)岩手による診療応援を行った。乳幼児健診・学校検診については地元医師による対応が不可能な地域もあったため、平成23年5月から平成25(2013)年3月まで、岩手県医師会が岩手県小児科医会の協力を得て、県内陸部の小児科医を派遣する支援を行った。また、山田町では、町保健センターにおいて平日の夜間当直と日曜・祝祭日の日当直を実施したほか、県立山田病院での日曜・祝祭日診療支援を実施した。大槌町では、県立大槌病院のコンテナ組み立て式の大規模仮設診療所の設置を当会が支援し、土日・祝祭日の診療支援も実施した。

課題

全国からの支援をいかに調整して

必要な分を必要な場所に送るかが重要

東日本大震災のような大規模災害時に最も必要なのは調整力である。全国からの支援をいかに調整して、必要な分を必要な場所に送るか、またそれぞれの拠点ではその支援をどのように配置し活用するかが重要である。平時から、災害時の対応の具体的なシミュレーションと調整員の確保・育成・レベルアップが求められる。

教訓・提言

県や大学との連携の強化や

災害医療コーディネーターの技術向上が必要

本県で「いわて災害医療支援ネットワーク」の活動が機能したのは、平時から県、岩手医科大学、岩手県医師会の連携が形式的ではなく濃密に醸成されていたことによるところが大きく、官・学・医の連携の維持・強化が重要である。また、震災時の検案活動の経験を踏まえて震災翌年に「警察医・検案医委員会」を立ち上げ、従来別々に活動していた「県警本部管轄の警察医」と「岩手県検案医会」を医師会内部では一本化して連携強化を図っており、活動を強化する必要がある。さらに、災害時の支援の調整のため、本県では県内の医師45名が災害医療コーディネーターとして県から委嘱されているが、大規模災害時を想定した訓練や技能向上が必要である。

公益社団法人 岩手県栄養士会

栄養士会では、災害支援活動記録集「そのとき被災地は—栄養士が支えた命の食—」を編集しております。
東日本大震災時の食生活支援活動の記録と課題などを1冊の本にまとめました。当時の状況を記録として残すだけでなく、災害対策の計画を立案するうえでの参考資料のひとつとしてお役立ていただくことを想定して編集いたしました。



団体・企業等の概要

管理栄養士、栄養士の職能団体として、昭和22(1947)年に組織結成。法人化は平成25(2013)年5月、現会員は750名。栄養士会は、県民の健康の保持増進及び疾病予防、栄養改善をめざし、公衆衛生の向上に寄与する活動を進めています。会長 澤口 眞規子

■住所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通6-50 井上ビル
■TEL 019-625-3706

就業の場は多様で、病院、クリニック等の高度医療における栄養指導、学校や保育所の健全な児を育てる食育、老人保健施設や特別養護老人ホーム等の高齢者の介護福祉、健康栄養の社会的なしくみをつくる行政、地域包括ケアを支える地域活動、そして次代の栄養士を養成する研究教育等、その職能で培った専門性と総合力を生かし災害時の栄養・食生活支援をすすめました。現在も関係団体との連携により活動を展開中です。

はじめに [総括的な意見]

この震災で、国として初めて「栄養・食生活支援」のために、全国の自治体や栄養士会から管理栄養士が派遣されました。発災後1カ月近くにもなろうというのに、被災者の手には一日1個のオニギリでした。乳幼児のミルクや離乳食・妊産婦の栄養不足、カンパンに喉をつまらせる高齢者、アレルギーのため口にしない食物がない子供、糖尿病や腎臓病が悪化する方等、市町村の食料物資センターにはそれら対応食品が届いているのに、実際には手渡されていない現実があり、栄養・食生活支援は困窮を極めたのです。

自治体に食料備蓄があり、災害弱者に配慮した食事提供体制が整っていたら、現在、公営住宅で一人暮らしをする高齢者が低栄養にも傷病悪化にならないで済んだかもしれません。

岩手県栄養士会では、復興庁から心の復興事業支援をいただき、「みんなで一緒に健康になろう!事業」により、被災された県民の皆様の健康食生活の応援をしています。

災害直後の栄養支援

最初の支援は、避難所の炊出し支援、そこで生活する方々の栄養相談でした。4月に入ると食中毒事故が心配され、他県からの支援野菜類も劣化がすすむ状態の中で、自炊する避難所には献立作成も指導しました。

被災者の多くは複数の身体症状、支援要望を抱えながらもしだいに無口になっていき、排泄困難、エコノミークラス症候群が散見します。栄養欠乏症の



避難所では、支援物資を活用し、栄養たっぷりの炊出しを指導



仮設住宅でひとり暮らしをする男性に栄養サポート

発見や食事摂取量のモニタリングがいかに重要かを知らされました。

また、被災地支援における鉄則は、多様な専門職種との情報共有と協働です。被災市町村がコントロールする保健・医療・福祉専門従事者チームに栄養士団体として参加し、活動することが有効であると考えます。

課題

今も続く、被災者健康支援

震災の翌年から、栄養士会では内陸移住生活者の「ふれあい昼食会」を継続しています。また、平成29(2017)年からは上記事業により、①健康応援スクール(沿岸生活者、内陸生活者)、②個別訪問栄養支援、③被災者意見交換シンポジウム、④栄養相談出前講座を開催し、ひとり暮らしの男性やお年寄り世帯に寄り添った活動をしています。復興された市街地には大きなショッピングモールが造設されていますが、遠距離の住宅で暮らす『買い物困難者』は“生きるための栄養”を確保するのが精一杯です。健康生活の復興は、これからが正念場。栄養士会として健康長寿を支える活動を続けます。(執筆/栄養士会長 澤口)



男性の自立をめざした教室はいつも大盛況です



内陸移住生活者「ふれあい昼食会」は現在も継続中(盛岡市)



伝統食「よもぎ団子」づくりで心が和みます(遠野市)



誰でも簡単にできる「おひとりおひとり料理レシピ」を作成

公益社団法人 岩手県看護協会

平成28(2016)年度宮古市で開催した復興支援セミナーで「釜石あの日あの時甚句」を紹介した



団体・企業等の概要

岩手県内に勤務、または居住する看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師)の資格を持つ個人が自主的に加入し運営する職能団体。

■住所 岩手県盛岡市緑が丘二丁目4番55号

■TEL 019-662-8213

本会は、公益社団法人日本看護協会との連携の下、人々の人間としての尊厳を維持し、健康でありたいという普遍的なニーズに応え、県民の健康と福祉の向上に貢献することを基本理念に、7つの公益事業を実施している。東日本大震災当時は、被災地の健康支援と看護職の支援活動を行い地域の復興に取り組んだ。

被災者への健康支援や

被災地の看護職の支援を実施

協会長を本部長とする災害対策本部を設置し情報収集を行った。3月18日～7月4日まで64名の災害支援ナースを医療機関、避難所へ派遣し、被災した方への健康支援や被災看護職の心身の負担軽減の支援を行った。また、日本看護協会に災害支援ナースの派遣を要請し、33都道府県より240名の方に避難所での支援活動に参加していただいた。



体育館に避難されている方々の健康支援を行った

看護職の安否確認や定着支援、「心のケア」などを通してサポート

会長・副会長が施設や行政42カ所を訪問し支援物資を届け看護職の安否確認を行った。発災直後に市町村保健師は疲弊しており「保健師の増員確保に関する要望書」を県に提出し、増員が得られた。

県の委託で被災地看護職員就業支援対策室が設置され、看護職員の被災状況や雇用について実態調査を行い「看護のおごと相談会」を開始した。被災地の保健所・ハローワーク・病院・介護施設等を訪問し、看護職員の定着支援や求職者の支援を行った。

被災地の看護職員を対象に「心のケア」研修会を開催し、看護職の想いに寄り添った。また看護管理者を対象に被災地3カ所で「災害に備える懇談会」を開催した。被災市町村が実施する「被災者健康支援」へ看護職の派遣や復興支援センター、宮古田老地区の被災住民を対象に「まちの保健室」を開催し、健康支援を行った。

課題

災害看護・体制の充実

災害支援ナースの育成と確保の推進

看護管理者は災害時に備え支援活動ができる看護職の育成や地域のネットワークと患者などの受入れ体制の構築が必要である。災害時の保健師の対応は、住民の避難誘導をはじめ家庭訪問や派遣チームの調整等の任務があり、災害危機管理体制としてマンパワーの確保が課題である。当協会においては災害支援ナースの育成と確保をさらに推進する必要がある。

教訓・提言

看護職、自治体保健師に求められること

被災者の心のケアに必要なこと

看護職は、多様な場で働いており災害時には判断や対処が求められている。そのため、災害サイクル別疾病構造と看護、災害時の心理変化と心のケア、災害時の訪問・在宅看護師の役割等の基本知識や長期的に体験者並びに災害支援の教訓を学ぶ機会を持ち、災害への意識を高め、組織的な対応を整備しなければならない。

自治体保健師は、災害発生時に迅速な判断で組織内の調整や住民への対応が求められる。統括的に活動できる人員の確保と配置が必要である。

被災者の心のケアは長期に及ぶため、被災者の思いを受け止め共感できる相談者や立ち寄れる場を設けることが必要である。

一般社団法人 岩手県歯科医師会

医療班が千葉県ピーパー号と共に口腔ケアチームが陸前高田市に向け出発



団体・企業等の概要

学術専門団体として、医道の高揚、歯科医学の進歩発展と公衆衛生の普及向上を図り、社会並びに会員の福祉を増進することを目的とした公益法人。

- 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番25号
- TEL 019-621-8020

歯科診療所中心に歯科医師約680名が会員の医療団体。東日本大震災では、県内において112歯科施設が被災した。地域の歯科診療回復や避難所へ医療や口腔ケアチームを派遣するため、あるいは安置所でご遺体の歯型の記録のために県内外の歯科職種派遣の調整をし、また被災歯科診療所の復旧にも内陸から物資を届けるなどの援助をした。

歯科医師・衛生士・技工士のチームを派遣 被災者のお口の健康をサポート

被災歯科診療所が復旧するまで2カ月間、延べ約1,000人弱の歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のチームを派遣した。初期の避難所での冷たく固い食物や入れ歯をなくして思うように食事ができない方々にお口の健康から支援した。技工士は、その場ででき上がる入れ歯も歯科医師と協力して作った。



避難所の歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士のチーム

歯科医師を遺体安置所に派遣 避難所では被災者の口腔ケアを指導

県警からの要請で、多くの犠牲者の歯型記録のために最大38カ所あった遺体安置所に延べ870名の歯科医師を派遣した。また地震発生から20時間後には、盛岡市から沿岸にある安置所に到着し、不幸にも犠牲になったご遺体を少しでも早く正確にご遺族のもとに戻られるよう、歯や入れ歯の特徴を記録に収め、生前の歯科診療記録と照らし合わせた。他にも避難所や仮設住宅の生活を強いられた方々の震災関連死の原因となる誤嚥性肺炎予防のために、水不足の中での歯ブラシの方法や入れ歯は外してしっかり清掃管理するなどの口腔ケアを行い、お口の中を清潔に保ち続けることの重要性を歯科衛生士と一緒に巡回して説明を続けた。

課題

誤嚥性肺炎の危険性周知など 関係団体との連携がさらに必要

大規模災害においては、せっかく助かった命を誤嚥性肺炎などで失わないように県民の皆様や関係職種に周知することが今後も重要になってくる。また私ども歯科関係職種も、医療・保健・福祉の全てに連携できる職種であり、多くの団体との有事の際の連携の在り方について協力関係を平時から作っていくことが重要と思う。

教訓・提言

命を守る医療としての役割を担う 歯科医療職の人材確保を目指す

日常は「生活を守り支える医療」を担う歯科医療職だが、有事には被災者の生命の危機から「命を守る医療」としての役割も担った。災害支援として、行政、岩手医科大学や関係団体と連携して、迅速に効率よく支援活動を行うべく、情報伝達・発信網を整備し、災害対応に精通した歯科医療職の人材確保を行っていきたい。



巡回診療車内が診療で混むため、車外での義歯の治療

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会



岩手県社会福祉協議会が運営する福祉交流施設 ふれあいランド岩手

団体・企業等の概要

地域福祉を推進し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、共に支えあい、自分らしく、安心して生活することができる、豊かな福祉社会の実現を目指す社会福祉法人

■住所 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3

■TEL 019-637-4466

本会は、市町村社会福祉協議会や県内民間福祉活動への支援、生活福祉資金等の貸付け、福祉人材の求人・求職など、多様な事業を行っている。震災津波からの復興支援としては、①災害ボランティアセンターの開設・運営支援②被災した福祉施設への人的・物的・財政的支援③社会福祉士、介護福祉士等による避難所支援の調整④生活支援相談員による被災者への戸別訪問の取組を進めた。

災害ごみの片付けから

引っ越しの手伝いまで幅広く支援

被災者を支援する災害ボランティアセンターは、沿岸部の市町村社協を中心に27か所（県社協、宮古市田老地区災害VCを含む）で開設された。

震災津波の復興支援に係るボランティア活動延べ人数は、平成23(2011)年度末の334千人余りから、平成30(2018)年度末では563千人余りとなっている。

発災当初は、災害ごみの片付け、家屋からの土砂の撤去、側溝の泥出し。その後は、応急仮設住宅などのサロン活動や引っ越しの手伝いなど、支援ニーズの変化に基づく幅広い柔軟な対応を行った。



民家の軒先からの土砂撤去を行うボランティア

生活支援課題や地域共通の課題に対応する支援を実施

岩手県の補助を受け、平成23年5月から県内の被災市町村社協への生活支援相談員配置の取組を進め、11月には県内16市町村社協に189人、県社協に17人の生活支援相談員を配置し、被災者を訪問しての生活支援課題への対応や地域共通の課題に対応する地域支援の取組を行った。

生活支援相談員は、現在でも市町村社協に117人、県社協に4人を配置し、被災者を訪問しての傾聴や情報提供を始め、被災者の個別課題を地域包括支援センターや民生委員・児童委員、保健師など各関係機関へつなぐ支援や、被災者と周囲のつながり状況を見えやすくし、被災者の生活課題への対応を住民相互の支え合いで進める「住民支え合いマップ」活動、サロン活動や自治会形成支援などの活動を行っている。

課題

既存の方策の更なる拡充とともに

関係者間の連携・協働を進めることが必要

震災津波以降も大規模水害や大地震などの自然災害が全国で頻発しており、被災者支援を的確かつ継続的に取り組むためには、災害ボランティアセンターを始め、災害派遣福祉チーム、生活支援相談員など、これまで実施されてきた諸方策の更なる拡充とともに、取組に係る相互の情報共有、連携・協働した取組を進めることが必要となっている。

教訓・提言

震災時の課題から導き出した

5つの方針

上記の課題を踏まえ、次の5点を提言する。

- ①災害ボランティアセンターに係る全国レベルの応援体制の充実と災害救助法への位置づけの明記
- ②避難所等における災害関連死を未然に防ぎ、必要な福祉サービスにつなげる災害派遣福祉チームの全国的な体制づくり
- ③応急仮設住宅（借上型仮設住宅を含む。）及び災害公営住宅に転居し、コミュニティの基盤が崩れた被災者に対する生活支援相談員の配置の充実
- ④行政、福祉事業者、NPO、社会福祉協議会など災害時福祉支援を進める機関、団体等の連携・協働による被災者支援機能の強化
- ⑤これら4点を平時から推進する災害福祉支援センター（仮称）の創設

一般社団法人 岩手県薬剤師会



災害時であっても、調剤及び医薬品を供給するために…

団体・企業等の概要

薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、県民の健康な生活の確保・向上に寄与するために活動している。

■住所 岩手県盛岡市馬場町3-12

■TEL 019-622-2467

発災後は沿岸地域の半数の薬局が被災したが、全国の薬剤師や薬業関係者の支援を受けて、行政や医療関係者等と連携し、救護所等で発行された処方箋の調剤、避難所や応急仮設住宅への一般用医薬品の供給、避難所や学校等の公衆衛生の管理を行った。

その後も、応急仮設住宅団地での「お薬相談会」等、被災者に寄り添った支援活動を実施した。

一般用医薬品等の供給（仕分け・梱包・配送）

県に依頼した医薬品や各団体から寄せられた支援医薬品を被災地の状況に合わせて供給した。

- 被災地において、日々変化するニーズに対応する物資を選定。供給先での利用を考慮し、行政や他団体の支援者と連携を図りながらセット化して供給した（特に、被災地域で支援活動を行っている薬剤師や一般ボランティアの方々からの情報は、セットの内容を考える上で大変参考になった）。
- 避難所に「OTC相談カウンター」を設置し、被災者からの相談を受けつつ提供した。
- 避難所、仮設住宅等を巡回し、被災者からの相談を受けつつ提供した。
- 避難者等の相談に応じる際、お薬手帳の記載情報が非常に役立った。

災害時における一般医薬品の供給

大規模避難所には、救護所が設置され、支援物資である一般用医薬品や衛生材料も供給されたが、小規模避難所の中には、当初医師の往診もなく、支援医薬品も乏しいという実態が見受けられた。

そこで、薬剤師が各避難所に赴いて「受診するほどではないが、体調が今一つ芳しくない（風邪気味、便秘・下痢、食欲がない、体調がなんとなく悪い、等）」という避難者に対し、相談に応じながら、必要な一般用医薬品を供給した。



OTCカウンターでの一般用医薬品供給の様子

課題

被災状況の確認、情報収集の整備 他機関との連携が必要

- 情報（会員等の安否確認、薬局や医療機関の被災状況及び業務継続の可否、ライフラインの状況等）の収集及び提供。
- 情報収集のための方策（電話・メール、専用HPやSNSの活用、先遣隊の派遣）。
- 行政や関係機関、日本薬剤師会等との連携（情報共有、医薬品や災害支援薬剤師の確保等）。

教訓・提言

あらかじめの準備と 他団体との日頃の交流が重要

上記課題に対応するためにはあらかじめ準備しておくことが必要である。薬剤師同士はもちろん、行政や関係職種・団体と平日頃から意思の疎通を図っておくことが重要であることから、「岩手県薬剤師会 非常時・災害対策マニュアルの周知」「地域薬剤師会連絡網の整備及び訓練の実施」「防災訓練への参加」等に取り組んでいる。



岩手県総合防災訓練:服用中の薬を聞き取り

日本赤十字社 岩手県支部



先遣隊として大槌町に入った大槌町出身の日本赤十字社員

団体・企業等の概要

日赤岩手県支部は、災害救護活動や講習普及活動など苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間の命と健康、尊厳を守る活動を行っている。

- 住所 岩手県盛岡市三本柳6-1-10
- TEL 019-638-3610

日赤岩手県支部は、災害時に医療救護班を派遣、救援物資を避難所へ配布し、また義援金の受付を行う。避難所や仮設住宅での暮らしが長くなるときは、「こころのケア」として、元の生活を取り戻すために被災者の自助を支え、各種奉仕団（ボランティア）の協力を得て、炊き出しや交流支援、健康支援など被災された方々に寄り添う活動を行う。

支部内に災対本部とボラセンを設置 県本部にも職員を派遣して情報収集

発災直後、支部内に災対本部とボランティアセンターを設置し県災対本部に職員を派遣し、情報収集にあたった。その後、県の要請を受けSCUとしてdERU（救護所ユニット）を県消防学校に設置、また、沿岸被災地で救護所を立ち上げ、救護活動や巡回診療を行った。そのほか、救援物資の配分や義援金を受け付けた。



SCU（広域搬送拠点医療施設）にてヘリ搬送受入

仮設住宅でこころのケアを継続 100カ国の赤十字から救援金の寄付

医療救護班が撤退後「こころのケア」として、長期にわたる仮設住宅でのストレスや不安の軽減を目的に話を聴き、季節の行事等の交流支援を行い、またノルディックウォーキングによる健康支援など、被災された方々に寄り添う活動を平成31（2019）年3月末まで行った。そのほか、地域奉仕団の炊き出し等の「ふれあい交流会」や医療従事を目指す中高生を対象に盛岡赤十字病院職場体験、避難所の仮設シャワー整備、生活家電セット配布、仮設体育館、スクールバス、福祉車両の整備、保育所建設支援、住宅再建支援、中小企業復旧、三鉄の駅舎・車両復旧、農林水産業への支援などを行った。これらは100の国と地域から赤十字を通して寄付された海外救援金を財源に行われた。

課題

医療救護の後、被災者の復興支援と生活再建のための財源確保も課題

災害時に迅速な救護、ニーズに合った支援を心掛けているが、情報の収集が困難な災害も多く、初動が遅れるときもある。また、他の団体と協働することも多く、そのための知識技術を常に維持していくことが必要である。また、医療救護の後、元の生活を取り戻すまでの復興支援のための財源確保も難しい課題となった。

教訓・提言

情報収集の手段の整備と他団体との普段の信頼づくりが必要

災害時に混乱しがちな情報収集の手段の整備と、他の団体との普段の訓練を通しての関係づくりを行っていくことが必要と考えている。また、日赤の活動を皆さまに知っていただき、活動資金として事業への協力をしていただこうよう努力することが必要である。



仮設住宅住民への健康支援（ノルディックウォーキング）

公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

発災後も、1日も休まず飲料水を配送したルートトラック



団体・企業等の概要

公益財団法人コカ・コーラ教育・環境財団

■住所 東京都港区六本木6-2-31

■TEL 03-5410-4521(代)

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

■住所 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢1-279

■TEL 019-698-3111(代)

コカ・コーラ教育・環境財団(本部:東京)は、東日本大震災津波発災直後の平成23(2011)年3月24日、世界中のコカ・コーラシステムからの義援金をもとに「コカ・コーラ復興支援基金」を設立。同財団の支部である みちのくコカ・コーラ社は、本基金を運用し、行政、特に教育委員会と緊密に連携し様々な支援活動を主体的に行った。

県内学校に太陽光発電設備の設置助成や スクールバスの寄贈

平成23年から3年間、県内小・中学校23校へ太陽光発電・蓄電設備の設置助成と、高校・特別支援学校5校へスクールバスを5台寄贈、更には中・高生79名に米・英ホームステイ研修を実施。平成29(2017)年からは、県立高校8校の生徒410名を対象に「英語コミュニケーションスキル研修プログラム」を実施し、本プログラムは現在も継続している。



太陽光発電・蓄電設備の設置



ラッピングされたバス

岩手県に3万数千ケースの 飲料水を無償で提供

発災直後、同社では各行政機関からの緊急物資要請に迅速に対応し、国内外のコカ・コーラシステムから岩手県に対し3万数千ケースの飲料水を無償提供したほか、災害救援自動販売機等を活用して一般の方々にも無償で提供した。平成23年7月には備蓄用飲料水として全県82の高校と16の特別支援学校へ「森の水だより 2L PET」6,100ケース、10月には全33市町村へ「い・ろ・は・す 555ml PET」5,037ケースを提供し、その後も飲料水の定期的な寄贈を行った。このほか「災害協定」締結にも力を入れており、締結先は県・市町村・警察を合わせて30先(令和2[2020]年2月末現在)を数え、平常時から締結先との緊密な連携体制を構築している。

課題

物資の必要性から子供達の 多様な学びの機会の提供などにニーズが変化

発災直後は物資の提供や設備復旧に対するニーズが高かったが、次第に次世代を担う子供達の災害や環境問題に対する学習意欲が高まり、多様な学習機会を提供する必要性を感じた。みちのくコカ・コーラ社にとっては、ライフラインである飲料水の販売という使命感と、地域社会と共に持続的な成長を目指している企業意識が一段と強まった。

教訓・提言

当方の英語研修プログラムで 子供達の世界への視野が広がる成果

多様な学習機会の一つとして提供した「英語コミュニケーションスキル研修プログラム」の中で、海外からの留学生(ネイティブ)講師との半年間にわたる授業や交流等を通じ、多くの生徒に将来への夢や世界への視野が少しでも広がった、あるいはこれを機会にもっと英語に親しみたい、英語力を高めたいと感じてもらえたことは本プログラムの大きな成果であり、これこそがコカ・コーラシステムが標榜するサステナブル(持続可能な社会)そのものである。知事のサイン入り修了証書授与も生徒たちに大きな達成感をもたらした。岩手県には、地域社会の持続的な成長を見据えた人材育成に一層積極的に取り組まれるよう期待する。

特定非営利活動法人 @リアスNPOサポートセンター



震災前と同じ場所に完成した拠点(みんなの家)の前で

団体・企業等の概要

岩手県釜石市において平成16(2004)年にまちづくりと中間支援を主な活動内容としてNPO法人としての活動をスタート。平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災に見舞われ被災地のNPOと呼ばれるようになる。

- 住所 岩手県釜石市只越町1-3-2
- TEL 0193-22-2421

東日本大震災で事務所、交流施設が全壊。幸いにもスタッフが皆無事であったことから3月末に活動を再開。以降、多くのご支援に助けられながら、被災地の支援者として住民主体の復興のための活動を行っている。

主な事業としては、緊急支援物資搬送、市街地商店街の復興サポート、仮設住宅でのイベント開催、就労支援など。さらに被災地の場づくり、仮設住宅団地の見回り見守り事業など多岐にわたる。

仮設住宅団地の施設管理から 入居世帯の見守りまで役割の幅を拡大

避難所において少なからず散見された支援の重複や不足、そして混乱を仮設住宅に持ち越してはならない。との思いから、仮設住宅団地の施設管理と集会所管理を行政に提案し、協働事業として平成24(2012)年2月から市内全ての仮設住宅団地を対象に事業実施。

時間経過と共に見回り業務に加えて仮設入居世帯の見守り業務へとその事業の幅を広げていき、現在は復興公営住宅もその業務範囲とし巡回を行っている。

被災地の居場所として 《みんなの家・かだつて》を運営

大津波による被災で、当法人が活動の拠点としていた釜石市東部地区はそのほとんどが失われた。そこに建築家の伊東豊雄氏との協働による《被災地の居場所》を設置することになる。

何もなくても時間を過ごすことのできる場所。日暮れと共に真っ暗になる被災エリアに灯りがともる場所。そんな機能からスタートし、まちの復興を考える集いの場、人と人が交わる交流の場、自分たちにできることをと立ち上がった市民のための学びの場など、この場所は多くの役割を果たしている。



復興公営住宅での被災者見守りの様子

課題

多くの支援に感謝する一方で、 地域の自主性を削いでしまわないか懸念

震災から9年が経過する中で多くのご支援やサポートをいただきながら活動を継続してきた。外部支援者から得たものは本当に大きく、感謝にたえない。しかし一方で多大な支援が地域の自主性や主体性を削いでしまう、という一面も見え隠れしている。復旧、復興のその先を見据えたときにこの地域に責任を持つのは誰か?という部分の意識が薄れてしまっているのではないかと懸念している。

教訓・提言

地域の担い手は誰かと問い続け 市民の主体性を育てていくことが大切

近年、短期間で何度も災害に見舞われる、ということが当たり前になっている。

これまでの経験を復興後の地域のために、そして次の災害への備えとして、地域内の担い手同士が連携する仕組みを構築することが必須と考える。

地域の担い手とは誰か?地域に責任を持つのは誰か?を問い続け、市民それぞれが《ここは自分の街だ》と言えるような主体性を育てていくことで《地域力》の向上を図り、地域の持続可能性を高めていくチャンスとしたい。

公益財団法人 岩手県国際交流協会



在住外国人の皆さんとともに出演した盛岡さんさ踊り

団体・企業等の概要

平成元(1989)年10月設立。国際交流活動を通じた県民の国際理解・協力の推進、外国人県民との多文化共生等に取り組んでいる。

■住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1

いわて県民情報交流センター(アイーナ)5階

■TEL 019-654-8900

当協会は、災害時に外国人等を支援する役割を担う。

東日本大震災津波の際は、海外からの安否問い合わせへの対応、ホームページやラジオでの多言語情報の発信、被災地巡回等を通じた外国人避難者の支援を行った。

また、被災地域で外国人相談員を委嘱し被災者の支援にあたりるとともに、市町村国際交流協会の再始動に向けた支援等を行った。

当協会のネットワークを頼りに 一人ひとりの安否に可能な限り回答

当協会の事務所がある「いわて県民情報交流センター」の停電が解消された3月13日より、中国をはじめ海外から、県内にいる外国人の安否確認のメールや電話が相次いだ。しかし、被災地域との通信手段が途絶えていたため、情報収集は思うように進まなかった。

新聞に掲載された避難所名簿やネット上の安否情報等を拾い出し、電話が通じるようになってからは当協会のネットワークを頼りに片っ端から電話をかけ、連絡がついた方々からの情報を基に、一人ひとりの安否に関して可能な限り回答をしていった。

情報をなるべく早く提供、 被災地を巡回し相談にも応じた

直後から、ホームページとラジオで日本語、英語、中国語により震災に関連する情報を提供した。交通、支援物資供給、医療機関等のさまざまな生活関連情報は、できるだけ早く翻訳しFacebook、twitterなどで伝えた。

このほか、外国人、海外メディアなどから、帰国方法や帰国支援金の紹介、取材先や宿泊先の紹介、ボランティア受入先の紹介などさまざまな問い合わせ、相談が寄せられた。

ガソリンの給油が可能になってからは被災地を巡回し、避難所などに赴いて相談に応じた。不安感を抱いたり、避難所生活でストレスが高じていたりする人も多く、地元で国際交流に関わる方3名を相談員に委嘱し、身近な所で相談に対応できる態勢を取った。

課題

いかなる状況下でも 外国人に支援を届けられることが重要

直後は通信網が全く機能せず被災地にも入れなかったため、直ちに現地の状況を把握して対応することができなかった。加えて、訓練においても交通や通信が使えなかったため、大規模災害では機能しなかった。いかなる状況下でも外国人に必要な支援が届く仕組みづくりが求められることとなった。

教訓・提言

一人ひとりが温かくサポートできる 地域づくりを目指す

外国人を探して訪ねてくれた被災地の国際交流協会や日本語ボランティアの方々、自ら駆けつけて通訳・翻訳を引き受けてくれた外国人の方々など、長年築いてきた人と人とのつながりが支援活動の大きな力となった。

心細い思いの外国人を、一人ひとりが温かくサポートする地域づくりを目指して取り組んでいきたい。



陸前高田、大船渡在住のフィリピン出身者の集い(2011.5.13)

特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会

団体・企業等の概要

「いのちと、くらしと、ふるさとを、女性の手で守ろう」をスローガンに掲げ、昭和28(1953)年1月10日当会が誕生。更に平成15(2003)年2月7日「特定非営利活動法人」と認証。

- 住所 岩手県盛岡市みたけ三丁目38-20
(岩手県青少年会館内)
- TEL 019-648-6620

県内32市町村の婦人会、女性会で結成する岩手県婦協。私たちが加盟している全国地域婦人団体連絡協議会には、400万人の会員仲間がいる。震災直後から、全地婦連の仲間から組織力を活かし多額の支援金と心のこもった支援物資が寄せられ被災地へ連日届け、炊き出し等「心のケア」に尽力した。また、被災地の婦人会を次世代につないでゆくために活動支援、大会研修会費等を支援してきた。

女性の視点や力を活かし 被災者への支援活動

被害の大きかった沿岸部の女性団体は被災者でありながら、婦人会組織を活かし炊き出し、トイレなど衛生面での活動を展開した。津波で流されたLPガスボンベを集めて炊き出しに利用した事や暖を採ることを思い付いたのは会員だった。私たちの被災地での活動は、メディア等に取り上げられることはない。陸前高田市地域女性団体協議会佐々木前会長が、平成28(2016)年第1回防災推進国民大会で「地域から見た防災対策」を講演。山田町婦人団体協議会野田前会長が、避難所での日々炊き出した献立などをすべて記録し貴重な報告資料となった。

被災地救援・後方支援として遠野市には31の組織・団体が集結した。その一つ遠野市地域婦人団体協議会・日赤奉仕団は、遠野市へ避難した被災者に40日間三食の食事を提供した。海老会長は、全国からの公演依頼に対応している。



総額1億円と物資が福島・宮城・岩手の3県に寄せられ、全国大会の壇上でお礼



2011.4.11茨城県地域女性団体連絡会から米と野菜

課題

地域組織として

いかに活力を維持していくか

男女格差が少ない国ランキング上位は例年北欧諸国。日本は121位(GGI「世界ジェンダー・ギャップ報告」)。物事を決めるところに女性があまり参画できていないということである。戦後「女性も頑張ろう」と結成した婦人会。だが、会員の高齢化が進んでいる。若い世代は仕事や子育てが多忙、価値観の多様化で地域組織に入会しない傾向が強く停滞感。どのようにして組織の活力を維持していくか課題は多い。

教訓・提言

対策本部を設置して

役割を明確にし、災害対応に備えた

今回の経験に基づき今後、災害の局面に臨機応変に対応できるように『岩手県地域婦人団体協議会被災地支援対策本部』を設置。組織図化、役割を明確にした。規定に定め、組織そのものも力をつけた災害時の対応に備えた。

震災で、当たり前の日常(衣食住)が壊れた時、食べ物の提供(炊き出し)や避難生活運営に女性の視点が不可欠で、位置づかないと機能しないことがわかった。今後、「防災」を身近な問題と受け止め、当事者意識をもち、計画や訓練に参画。災害時には、避難生活運営一連の動き等私たち女性団体の役割は大きい。

いのちと、くらしと、ふるさとを、みんなの手で守るために。

特定非営利活動法人 いわて連携復興センター



団体・企業等の概要

復興に特化した中間支援NPOとして、岩手県内外からの支援と被災地を結び、一人ひとりが前向きに歩むことのできる環境を構築することを目指している。

■住所 岩手県北上市大通り1丁目3番1号

おでんせプラザぐろーぶ4階

■TEL 0197-72-6200

いわて連携復興センターは、平成23(2011)年4月、岩手県内の中間支援NPO数団体を母体として設立された。当時は全国から多くの支援団体が入り、被災地ではどこにどのような団体が入っているのかわからない状況だった。そのため、構成団体のネットワークを活用し、外部支援と岩手県内の支援団体との関係構築や情報共有会議の運営などの取組を行った。

県内外の支援団体の

顔が見えるような関係づくり

震災直後から岩手に支援に入る国際NGOの取りまとめを行っていたジャパン・プラットフォームによる「JPF仮設分科会」を、より岩手県内のNPOも含めた会議体にしようと、いわて連携復興センターも共催という形で会議の運営に参画した。これにより、県内外の支援団体の顔が見える関係性が一層増した。



平成24(2012)年4月3日 岩手県連携復興ミーティング

多くのチームの協働により

仮設住宅の周辺生活機能を調査

いわて連携復興センター、岩手県復興局生活再建課、日本財団、RCF復興支援チームの協働で、仮設住宅の周辺生活機能を調査(仮設住宅環境アセスメント調査)し、それぞれの団地における課題を可視化する取組を行った。調査にあたっては、仮設分科会に参加していた国際NGOや地元岩手のNPO等にも協力いただいた。調査内容は公開し、集会場の必要性や移動手段の不足など、諸課題を明らかにするとともに、行政やNPO等の支援団体による次の支援策へ役立てられた。この調査は、行政と地元NPO、そして外部支援者による具体的な協働の取組であり、支援者どうし、連携・協働していく礎となったと言える。

課題

当初は、ネットワークがなかったため アクションへの関係づくりに時間を要した

設立当初、当団体は、岩手県内におけるNPO等のネットワークはあったが、県外の支援団体とのつながりはほとんどなかった。大規模自然災害で動く外部支援団体はどのような団体であるかなど、ゼロから捉えなければならず、具体的なアクションに向けた関係構築に時間を要したことは課題と挙げられる。

教訓・提言

県外も含め多様な主体との 連携・協働で備える

大規模な自然災害をいかに想定し、そのための備えをしておく必要があると考える。それも可能な限り行政・社協・企業等の多様な主体との連携・協働で行い、県外の支援団体等も交えたとより良いと思う。まずは、身近な行政やNPO等と大規模災害時にどのように動くべきか話し合ってみてはいかがだろう。



平成23年11月17日第6回仮設分科会(花巻市)

株式会社アイシーエス



避難所などにインターネットを利用できる環境を整備

団体・企業等の概要

昭和41(1966)年の創立以来、自治体・医療・流通など各分野の専門的な業務知識を活かし、総合情報サービス企業として多くのサービスを提供。

- 住所 岩手県盛岡市松尾町17-8
- TEL 019-651-2626

社屋は壁が一部損傷する程度であり、事務所内の機器に被害はなかった。地震発生直後は、直ちに電話で顧客の被害状況を確認し、自家発電装置を稼働して顧客のネットワーク業務や24時間稼働業務などを維持した。想定外の長時間停電となったため、急ぎよ移動式発電機を手配するなどし、業務の継続に努めた。

県の震災対応と

被災市町村のシステム復旧を支援

発災直後から、岩手県が迅速な情報収集や災害対策を実施するための基幹ネットワークや情報共有システムの利用について、24時間体制でサポート対応した。

庁舎の倒壊や浸水によってシステムが利用不能となった市町村には、システム仮運用環境の構築やデータ復旧、仮庁舎のネットワークを敷設し、また罹災確認のための住宅地図の提供などを行うとともに、県内各地のボランティアセンターから寄せられるICT利用に関する相談に対応しながら、所内ネットワークの構築を行った。電話回線が復旧していない地域では、避難所などの共同利用施設に携帯電話網を利用したWi-FiルータとPCを設置し、市町村への被災手続や情報取得などが円滑に行われるよう支援した。

被災した3県立病院のデータ復旧

施設の倒壊及び浸水が発生した3県立病院(高田、大槌、山田)に対して、処方データのデータベース化と検索ツールを岩手県医療局に提案し構築した。完成したシステムを全県立病院へ配布し、患者の特定および処方データの確認に役立てていただいた。

データの流失防止と復元措置を目的として、被災した医事会計システムとオーダーシステムのサーバなど、被災3県立病院の機器を回収し、使用可否の確認とデータ復元作業を行った。

早期の医療サービス再開を目指し、仮設の医療施設にネットワークを構築し、医事会計システムを5月末、オーダーシステムを7月に稼働させた。

課題

他の関係機関との連携

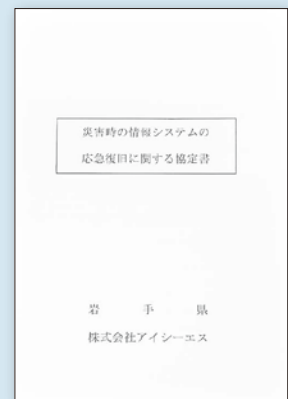
想定外の長時間停電や通信回線の不通、深刻な燃料不足をはじめ、流通網の停滞や公共交通機関のストップなどの影響は、事業継続に大きな障害となった。通信や交通が混乱する状況下で単独でできることは限られており、未曾有の災害時には県の災害対策本部はもとより、他の関係機関と連携を密にしている対応が重要であると認識した。

教訓・提言

災害復旧に対する連携体制を構築

災害発生時には、県や市町村、病院に対して、現地における状況などの確認、応急復旧への支援、早期復旧などに向けて、各関係機関が連携して対応できる体制を早期構築することが必要である。

当社は平成25(2013)年に岩手県と「災害時の情報システムの応急復旧に関する協定」を締結している。



岩手県と取り交わした協定書

岩手県漁業協同組合連合会(JF岩手漁連)



被災したJF岩手漁連南部支所

団体・企業等の概要

漁協を会員とする連合組織。「会員が協同して経済活動や指導事業を通じ、漁業の生産向上と振興を図り、所属員の経済的社会的地位を高めること」を目的とする。

- 住所 岩手県盛岡市内丸16番1号
- TEL 019-623-8141

JFグループ岩手では、27JF(地区漁連を含む)のうち16JFの本所事務所が流失、浸水、県漁連の支所も損壊、浸水するなど、事務所、関連施設が機能しない状態になった。

漁船では、約1万4千隻のうち、残ったのは約1割にとどまり、定置網、刺し網、かご等の漁具、ワカメ、ホタテガイ、カキ等の養殖施設、生産物のほとんどが流失した。

人命救助、捜索、避難住民への対応から組合員の生活基盤の確保まで

震災直後は、人命救助、行方不明者の捜索、避難住民の対応、食料の確保等、漁協が中心となってその役割を果たした。また、あらゆる生活物資が不足する中で、特に燃油の確保については、JFグループにおいてもその確保に奔走した。

生活物資の手配等が軌道に乗りつつある中で、生活資金の手当てが次の課題となった。信用店舗が崩壊していることから、信漁連が移動店舗を開設し、当面の資金の確保に努めた。この非常時の対応に当たり、組合員等の顔が分かる漁協職員がいなければスムーズな対応は困難だった。

また、共済事業、共水連の事業、漁船保険事業における支払いに向け、漁協においては事務機器等が不足する中、迅速な対応がなされたことにより組合員の生活基盤の確保に向けその役割を果たした。

岩手県水産業の復旧・復興に向け中心的な役割を果たした漁協

漁港の崩壊をはじめ漁船等のあらゆる生産手段を失い、収入が途絶えたことから、組合員は蓄えを取り崩しながらの生活を強いられた。このままでは漁業を諦める組合員が出るのが懸念されたことから、漁協は事務機能の復旧に努めるとともに、一刻も早く漁業を再開させるため、漁船、漁具の確保はもちろん、比較的早期の生産が見込めるワカメの種苗及び養殖施設の施設整備をはじめ、魚市場とそれに関連する施設の復旧、養殖種目の種苗確保、施設整備に不眠不休で全力を傾注した。このように本県水産業の復旧・復興に向け、漁協が核となり取り組んだことが、今日につながっているものと強く確信している。

課題

水産業・漁村の発展と浜の活力再生に向けた取組が必要

これまで幾多の災害に遭遇しつつも乗り越えてきた。この度の震災からの復旧・復興も、何かなんでも成し遂げるとの強い決意で関係者一丸となって取り組んでいる。自然に抗うことはできないが、共生することができるのが漁業。「つくり育てる漁業」を軸に、漁業就業者の減少はあるものの養殖業者の規模拡大などにより、本県水産業・漁村の復興・発展、浜の活力再生に向けて取り組む必要がある。

教訓・提言

漁業と流通・加工業が一体となり総合的な取組、支援を進めることが重要

被災地の沿岸地域は、漁業、流通・加工業など、水産関連施設の多くが立地しており、漁船が係留されている漁港と、漁業者が生活する漁村もまた一体で成り立っている。このうちひとつでも復旧が遅れると水産業は成り立たない。産業が真の復興を成し遂げるためには、漁業と流通・加工業が一体となって復興しなければならず、総合的な取組、支援が必要である。



復興に向けて出航

岩手県漁港建設協会

本協会開催による「漁港・漁村の復興・再生を誓う会」



団体・企業等の概要

昭和53(1978)年7月設立。

令和元(2019)年5月1日現在:会員数22社(海中工事の施工実績を有する企業で構成)

■住所 岩手県盛岡市西松園3丁目15番5号

■TEL 019-601-5153

本協会は、漁港等(漁港・漁場・漁村)の建設に携わる企業が協力し合い、工事に関する設計積算と建設技術の向上及び施工の合理化並びに沿岸海域の漁業資源確保のため、関係団体と地域に根ざし、協働して漁港等の整備や海洋環境保全の推進に努め、本県水産業の振興と漁業地域の活性化に寄与するとともに、漁港建設業の健全な発展と社会的地位の向上に取り組んでいる。

被災状況の調査や応急修理、復旧・復興工事などを実施

本県111漁港のうち108が被災するなど甚大な被害を受け、会員各社においても被災したことから社員と家族の安否や家屋等の被害を確認、併せて作業船や重機資材等の被害調査と応急修理及びチャーターするとともに、漁港施設等の被災状況を調査し関係機関(県・市町村・漁協等)へ報告、関係機関から発注のあった応急工事や災害復旧・復興工事に直ちに取り組んだ。



漁船・漁具や養殖施設等の回収及びがれき等の撤去作業

自主的なボランティアをしながらがれきの撤去や応急工事を実施

会員による自主的なボランティアのほか、関係機関からの応急対策の要請に対して、人や物資を輸送する接岸岸壁の確保のため、航路や泊地・漁場等に浮遊する家屋や流木等のがれきと車両など堆積物の撤去作業、漁船・漁具、養殖施設など漂流物の回収と災害廃棄物の運搬処理、道路等の啓開作業と段差補修のほか、各社が真っ先に漁業者に寄り添いながらボランティアと応急対策・応急工事に取り組んだことで、多くの漁業者から「甚大な被害に遭い一時は絶望し離漁も考えたが、皆さまから漁船や漁具・養殖施設等を優先し回収してもらい、やる気・元気・勇気が湧き、漁業へ復帰することができた」と大変な感謝を頂き、また県が被災県の何処よりも早く復旧方針を示し行動したことで漁業関係者に勇気と希望を与え、後の復旧・復興への強力な後押しとなった。

課題

応急対策や応急工事への早期取組に支障が発生

東日本大震災では、会員各社においても犠牲者が出たことや社屋や営業所・現場事務所等が被災し作業船や重機械等も損壊・流失したほか、停電が長引き固定電話や携帯電話が不通となり、社内や関係機関との連絡網が遮断されたことで、被災情報の共有や体制の構築に時間を要したため、応急対策や応急工事への早期取組に支障を来した。

教訓・提言

災害協定を見直したことにより 応急対策や応急工事への対応が迅速に

大震災を教訓に県と災害協定を見直し災害時の体制と連絡系統及びICTを活用した漁港施設点検情報システムを構築したことで、スマホ等による被災画像の発信で情報の共有が可能となり、現在、大規模災害の場合は災害協定に基づき、会員が現地の災害情報を関係機関へ報告、がれき撤去や啓開等のほか緊急対応と応急工事へ迅速に対応できる体制となっている。

今後は会員各社が事業の継続と復旧及び防災減災を図るため、事業継続計画により本社を拠点に繰り返し実施し「課題の抽出・計画見直し・訓練」を適宜行うほか、停電対策に自家発電を常備し、通信には固定電話や携帯電話及び船舶と自動車の無線を、また情報収集と連絡にはドローンの活用と自転車・オートバイを、物資・機材輸送には軽油で走る2トンドンプトラックの配備など、有事・緊急時に備え取り組んで行くことが緊要である。

岩手県水産加工業協同組合連合会

団体・企業等の概要

本連合会は、会員が協同して経済活動を行い、水産加工業の事業振興を図り、所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的としている。

- 住所 岩手県盛岡市内丸16番1号
- TEL 019-654-2457

本連合会は、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市、矢巾町の5会員（水産加工業協同組合）で構成され、会員の組合員（水産加工業者）は128事業者からなる。組織活動は、各地区会員、本連合会、全国組織と連携し、水産庁、中小企業庁等に施設・設備復旧の補助と救済について陳情、要望を行った。岩手県、各市町村等にも積極的に支援して頂いた。

土台となる被災状況の調査を行い 国・県・関係団体に支援を要請

会員、組合員の施設・設備の復旧のため、会員組合が主体となり、安否確認、被災の状況等の調査を行い、国や県、関係団体に対し支援の要請を行った。水産庁や中小企業庁等の補助金申請の事務手続きを支援し、それと並行して組合員等の水産加工原料や、製品の廃棄を行った。



復旧した釜石と大船渡の水産加工組合保管冷蔵庫

他団体と連携した復興イベントの開催で 販路の回復・拡大を図る

東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射線物質漏れに起因する風評被害損害賠償説明会を各地区会員組合で開催し、組合員に対する損害賠償の補償を確定した。販売面では、岩手県内の水産加工施設、設備が復旧・復興するまでの空白期間に従来の販売ルートを他県の同業他社に奪われてしまい、福島第一原発の風評被害とも相まって、従来の取引先を取り戻し、回復することが困難になった。このような状況下で平成25年から毎年、岩手県、本連合会、漁業者団体と連携し「復興シーフードショーIWATE」を開催し、販路の回復・拡大や水産加工品の高付加価値化を促進し、被災した水産加工業者の再建への意欲を高めた。

課題

放射線風評被害により 販路や販売状況がなかなか回復しない

仮事務所の機能が整わない状況で、補助金申請事務手続きが困難を極めた。

組合員の水産加工原料、製品等の廃棄を進めたが、条件が各市町村により異なり、廃棄場所にも限界が見られた。

放射線風評被害は、現在も存在し、失われた販路問題もあり、販売状況が震災前の実績に回復していない。

教訓・提言

岩手県水産物の安全・安心を発信し 水産食品の消費拡大を目指す

会員組合員の施設、設備復旧に向けて水産庁、中小企業庁等補助事業の説明、指導、確認作業を行い、補助金申請の事務手続き簡略化を検討。

廃棄場所について、沿岸、内陸、県外も視野に入れてあらかじめ候補地を選定し災害に備える。

水産食品の消費拡大に向けて、本県水産物の安全、安心を発信し、販売促進に関する事業の推進。



毎年盛況に開催される復興シーフードショーIWATE

岩手県森林組合連合会



各地から良質な丸太が集まる木材市場。(盛岡木材流通センター)

団体・企業等の概要

岩手県森林組合連合会は、森林組合法に基づく県内18森林組合を会員とする協同組合で、その組合員である森林所有者の森林経営指導等を行う団体。

■住所 岩手県盛岡市中央通3丁目15番17号

■TEL 019-654-4411

森林組合関係の被災状況は、釜石地方森林組合で事務所全壊により仕事中の組合長以下5名が死亡したほか、沿岸4地域の森林組合が事務所の全半壊等甚大な被害を受けた。発災直後には、東北森林管理局と連携し、避難所に薪ストーブと薪の供給を行ったほか、被災地域の森林組合は、所有する木材グラップル等の重機を総動員し、市街地のがれき整理にあたった。

被災した養殖筏に使うスギ丸太を 関係機関と連携して供給

壊滅的な被害を受けた沿岸地域の養殖施設の早期復旧を支援するため、養殖筏に使用するスギ丸太を関係機関と連携し供給した。使用する丸太は、長さが10mや12mと特殊な寸法であることから、緊急に採材研修会を開催するなどして関係者の協力を得ながら、各漁協の復旧希望台数分(約2万本)の丸太を供給することができた。



供給されたスギ丸太を使用した養殖筏の組立作業

被災した沿岸の木材工場に 専門技術と機械を持つ森林組合が支援

県内素材生産量の30%を供給していた沿岸地域の大型合板工場(宮古市・大船渡市)が全て被災し、工場建物・機械の損壊をはじめ、敷地内にあった大量の原木丸太が市街地等に流出した。被災した合板工場の力だけで工場内の復旧や流失した原木丸太の撤去・回収を行うことは困難であったことから、専門的技術と機械を所有する県内の森林組合・林業事業者が連携して集中的に支援活動を行った。また、工場被災により供給先を失った間伐材の新たな活用策として、釜石地方森林組合等との連携により取り組んだ「森の貯金箱プロジェクト」のFSB工法により、間伐材を使用したバス待合所やベンチを釜石市内に設置する等、市街地の復旧に向け支援してきた。

課題

県南の原木シイタケの産地再生に向け 風評の払拭が大きな課題

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染被害で、県南の14市町が原木シイタケの出荷規制を受けたが、県をはじめ生産者及び関係者の努力により、これまで1市と生産者204人が規制解除となり生産を再開した。しかしながら、未だに風評被害の影響で価格は低迷したまま推移している。産地再生に向け風評の払拭が大きな課題である。

教訓・提言

災害の未然防止対策としても 適正な森林整備が重要

被災した地域で復旧する公共施設等の建築にあたり、地域で生産される木材を使用するよう積極的に働きかけてきた結果、再建された小学校、幼稚園や集会施設等に地域産材がふんだんに使用され、このことが間伐をはじめとする適正な森林整備に繋がり、被災した地域林業の振興・活性化が図られているものと確信している。また、台風や想定を超える集中豪雨等による山腹崩壊、土砂流出や河川の氾濫等の自然災害が全国各地で頻発している中、地球温暖化や山地災害の防止に公益的機能を有する森林の役割が広く再認識されており、これらの防止対策として適正な森林整備・管理に官民一体となって取組んでいくことが重要と考える。

JAいわてグループ



支援隊として被災現場で作業するJA職員

団体・企業等の概要

JA岩手県五連会長:久保憲雄、出資金:37,569,849千円、
正組合員数:87,554人、准組合員数:77,555人、職員数:
3,656人(平成31[2019]年3月31日現在、総合JA合計)

■住所 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号

■TEL 019-626-8500 (JA岩手県中央会 役員室)

JAは、農業に従事する人たちの協同組合。岩手県内のJA・連合会を合わせてJAいわてグループという。JAいわてグループでは、1.持続可能な岩手農業の確立、2.より豊かな地域社会の確立、3.食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の確立、を目指し組織をあげて自己改革に取り組んでいる。

JA 岩手県五連

「東日本大震災」緊急対策本部の設置

震災の翌日から、上記対策本部を設置し、各JAの被害状況の把握や災害復旧支援活動などについて、岩手県災害対策本部とも連携し、一体的に取り組んだ。JA岩手県五連職員に緊急支援物資の提供を呼びかけ、震災発生3日後には「JAおおふなと」に支援物資を車両1台分、役職員3名で搬入した。



緊急対策本部にて、対応について協議している様子

食に関する支援の取り組み

県内のJAでは、農家組合員に保有米の提供を呼びかけ(「組合員一戸白米一升運動」)、集まった白米を2トントラックなどで避難所へ直接搬送した。この他にも、ジャガイモやりんごなどの農産物も支援物資として被災地に送った。

また、震災発生直後から、県内各地のJAでは女性部が中心になり、炊き出しを行った。おにぎり、豚汁、餅、そばなどを支援が届きにくい小さな避難所まで出向いて提供した。物資の提供だけでなく、被災地の生業復旧のため、県内外から支援隊を派遣し、再び耕作ができるよう地道な作業を行った。危機的な状況の中で、JAグループの「絆の強さ」や「結集力」が改めて示されたと思う。

課題

支援の数と同じ量の

「仕切る力」が大切と実感

震災発生直後から、全国各地のJAから支援を希望する連絡が多く届いていた。グループ全体の強い絆を感じ、非常に素晴らしいことだったと思う。しかし、一方で、そういった支援を受け入れる段取りや、県内での支援作業に向けた準備にも労力が掛かる。支援の数と同じ量の仕切る力が必要だと感じた。

教訓・提言

バラバラにならないように

皆が一つの方向に向かうことが重要

誰もが「何かしなければ」と思う一方で、その支援の力を発揮するためには、バラバラに行動してはいけない。「JAいわてグループ」では震災発生直後から震災対応に関する窓口を明確にし、協同組織としての思いを胸に行動した。多くの「思い」を実現するためには、皆が一つの方向に向かうことが重要であると考えます。



JA全中・JA秋田グループとの打ち合わせの様子

一般社団法人 岩手県銀行協会



震災直後の被災地の様子(大槌町)

団体・企業等の概要

岩手県内に営業拠点を持つ銀行を会員とし、相互の連絡および関係官庁との連絡を図るとともに、銀行業務の改善進歩、一般経済の発展に資する事業を行う。

- 住所 岩手県盛岡市大通2-6-1 岩手銀行大通支店3階
- TEL 019-622-1842

発災後、来店されたお客さまの安否確認を第一に行動した。被災地域の情報収集は困難を極めた。営業休止を余儀なくされた店舗や従前地での営業再開が困難な店舗もあったが、臨時窓口を設けるなどして、通帳・印鑑等を紛失した被災者のお客さまに便宜払いなど地域の金融機関としての対応を行った。

(このページは岩手銀行・北日本銀行・東北銀行の3行の協力により記事作成)

- 震災発生以降、平成23(2011)年4月までは営業店救援、事務応援、現地調査等の初期対応に注力。また、面談が可能な範囲で、お取引先の事業所の被災状況、従業員の状況等の現状把握を行った。〔岩手銀行〕
- 沿岸被災店舗では、営業時間中の地震発生であったことから、店舗内顧客の避難・安全確保の後、業務を中断し、重要物の金庫格納を実施し避難を開始した。〔北日本銀行〕
- 店舗の復旧目途が立たなかった陸前高田市では金融インフラの早期回復を果たすべく、移動店舗「とうぎんキララ号」を東北で初めて導入し、営業を開始。〔東北銀行〕



トラック車両を改造し窓口端末1台、ATM 端末1台を搭載

- 平成23年5月に本部横断プロジェクトとして「復興再生支援チーム」を設立。被災経営者の悩みの解決に向け、それぞれ異なるニーズにオーダーメイドで支援策を検討し、適時適切な支援を心がけた。〔岩手銀行〕
- 三陸沿岸店舗への支援体制を急ぎ編成し、被災者への預金払出対応のための現金、本部備蓄の非常食・飲料水を搬送。その後も身の回り品等の支援物資を順次調達し、被災地へ搬送を実施。〔北日本銀行〕
- 監査法人トーマツと共同で、首都圏の大学教員、学生及び民間企業者と被災地の企業をマッチングし、参加者からの復興支援に資する事業アイデアの提言を目的とした事業アイデア提言ツアーを開催した。〔東北銀行〕



被災翌週の山田支店の状況

課題

- 販路が回復しないなどの理由で廃業に向かう取引先もある。事業再生のほか、事業承継・廃業支援などのノウハウを蓄積し、各種支援メニューを確保して被災事業者へソリューション提供できる体制を整備すべき。〔岩手銀行〕
- 災害を想定した訓練等は随時実施していたものの、想定をはるかに上回る罹災では、現場の判断が重要であった。そのためにも、管理者を含めた職員が的確な判断を行える「基準となる考え方」を啓蒙・共有する必要がある。〔北日本銀行〕
- 店舗被災などにより営業再開や店舗再建が困難な状況の中で、いかに金融インフラ機能の早期回復を図るかが課題であった。〔東北銀行〕

教訓・提言

- 早期再建を果たした先に共通するのは、経営者の実行力と強い再生意欲、前向きな姿勢、そして能動的に行動する従業員。金融機関としては企業の強みや地域における存在感を正しく理解し、良き相談相手としてサポートしていきたい。〔岩手銀行〕
- 地域経済を支える金融機関として、金融インフラの早期復旧に努めるとともに、地域の企業・個人の皆さまの早期再建に向け、多面的なサポートに努めてまいりたい。〔北日本銀行〕
- 金融インフラが失われた状態が長期化すれば、復興は遠のく。災害が多発する今日では地域の方々は何を望んでいるかに耳を傾け、限りある資源を活用してスピード感をもって対応することが重要。〔東北銀行〕



営業再開セレモニーで賑わう商業施設

岩手県商工会議所連合会

東日本大震災津波により被災した大船渡商工会議所会館



団体・企業等の概要

岩手県内の9商工会議所及び各種商工団体と連携し、商工会議所の健全な発達を図り、岩手県経済の振興に寄与することを目的として設立された団体。

■住所 岩手県盛岡市清水町14-12

■TEL 019-624-5880

沿岸の4商工会議所(久慈・宮古・釜石・大船渡)及び地域内商工業者が甚大な被害を受けた。被災地調査など情報の収集に努め、平成23(2011)年4月1日に県内商工会議所を構成員とする東日本大震災復興対策本部(会頭・専務理事)を立ち上げ、会議所支援委員会(事務局長)及び事業所(会員)委員会(相談所長)を組織し、情報の収集と連携、復旧・復興支援に取り組んだ。

復旧・復興に向けて 各地の商工会議所と連携

沿岸と内陸部の横軸連携支援体制を構築し、盛岡商工会議所が久慈・宮古商工会議所、花巻・北上商工会議所が釜石商工会議所、奥州・一関商工会議所が大船渡商工会議所と連携、被災事業者の復旧に向け、窓口相談体制の整備のため内陸から経営指導員を派遣して対応したほか、緊急物資の支援を行った。また、日本商工会議所と連携し、全国の商工会議所から経営指導員の派遣を行うとともに全国から寄せられた支援物資、義援金を配分した。発災直後には東北六県商工会議所連合会と連携し「東北地方太平洋沖地震への対応に関する緊急要望」を岩手県選出国會議員他に提出したほか、令和元(2019)年度も東日本大震災津波からの復旧・復興要望を継続実施している。

被災地域の復興を図るため 「岩手県産業復興相談センター」を設置

東日本大震災により被害を受けた事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図るため、被災事業者に対し、再生計画策定支援のほか、債権の買取りを行う産業復興機構への債権買取要請及び相談業務を通じて事業の再生を支援することを目的に、平成23年10月、盛岡商工会議所が主体となり「岩手県産業復興相談センター」を設置。専門相談員は全国銀行協会等からの派遣や地元銀行、税理士など37名。県内商工会議所・商工会と連携して取組み、相談開始後5か月で窓口相談延べ件数は981件となった。「岩手県産業復興機構」による債権買取件数と債権買取総額は、平成31(2019)年3月末時点で110件・約167億(簿価)となっているが、買取により順調に経営を再建する事業者がある一方で、被災後に生じたさまざまな要因により、思うように再建が進んでいない事業者もまだ数多く残っている。

課題

復興相談センターでの支援では 債権買取企業のフォローアップなどがメインに

復興相談センターは、債権買取支援から買取企業のフォローアップや買戻し(エグジット)への対応、間接被害に苦しむ事業者への再生計画策定支援、売上の減少等に対応した新たな経営計画及び再生計画策定支援等に重点が移っている。特に沿岸市町村の基幹産業である水産加工業においては、漁獲量の大幅減少や労働人口の減少等に大きな影響を受けている事業者が多く、販路開拓や雇用確保といった個々の課題に応じた支援施策の活用・要望や関係機関との連携が必要になっている。

教訓・提言

きめ細かな支援の継続や 地方創生を推進するための取組が必要

被災地においては、回復しない販路の問題、農林水産業や観光に対する風評被害、多業種にわたる慢性的な人手不足、昨今の記録的な不漁による加工原材料の高騰など山積する課題を乗り越え、「なりわい」や被災した「まちなか」の再生を推進し、被災者(被災企業)の自立を支えていかなければならない。被災地の実情に合わせた柔軟かつきめ細かな支援や復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、支援の継続をお願いしたい。さらに「地方創生」を推進するために地域中小企業の事業承継への対応をはじめ、インバウンドを含む交流人口の拡大、広域的なインフラ整備、ILC誘致など主要プロジェクトの実現など多面的な取組をお願いしたい。

岩手県商工会連合会

商工業復興ビジョン策定(陸前高田商工会)



団体・企業等の概要

本会は県内25商工会を統括し、中小・小規模企業施策の実施機関として、また地域経済の発展を担う総合経済団体として活動している。

■住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号

■TEL 019-622-4165

本会は県下25商工会の支援団体として、震災直後から「東日本大震災特別相談センター」を開設し、被災事業者を支援する商工会の支援体制を強化するとともに、特に甚大な被害のあった沿岸4商工会(陸前高田・大槌・山田町・野田村)と連携し、商工業復興ビジョン策定等に積極的に取り組みながら、商工会とともに被災事業者の支援に邁進してきた。

テント市や移動式販路開拓の支援などに積極的に関与

仮設店舗や仮設工場、グループ補助金等に関する相談に対応するとともに、仮設店舗ができるまでの間の対策としてテントでの復興市の開催や全国商工会連合会の支援事業による軽トラックを活用した移動式販路開拓等について積極的に支援を行った。



中小機構仮設店舗入居支援(平成23[2011]年9月 岩泉町)

震災関連施策情報の発信や商談会・物産展への出展支援などを実施

震災直後の4月に「商工会いわて特別号」を発行し、被災企業向けの金融・労働・税務等の施策情報を、その後の「商工会いわて」においても随時震災関連施策情報等について継続的に発信し続けた。また、全国から寄せられた義援金を活用し、被災商工会に対して会館修繕や被災商工会等復興支援事業を行うとともに、被災地域に元気を取り戻すためのイベント開催や被災地域の企業が生産する特産品等の商品について各種商談会・物産展等への出展支援、岩手県内商工会特産品カタログ「いわて応援市場」による積極的な販路開拓支援を行ってきた。

課題

既存産業の販路の回復・拡大や新産業の創出が必要

被災地では復興が進むにつれて復興需要の収束や人口減少の進展により地域経済が大きく減少しており、これからの地域経済を担う産業の育成・創出が喫緊の課題。被災地の基幹産業である水産加工業等の既存産業の販路の回復・拡大に継続的に取り組んでいくこと、加えて交流人口等を活用した新産業の創出が必要である。

教訓・提言

持続化補助金等を活用した個社支援による販路開拓が重要

被災事業者のさらなる販路の回復・拡大を図るため、本会では平成25(2013)年度から継続的に首都圏や大都市等での展示会や商談会を開催し、被災事業者の販路拡大を支援してきた。また、持続化補助金等を活用した個社支援による販路開拓にも併せて取り組んでいくことが重要である。



みちのく岩手の味と技展(平成30[2018]年11月 大阪市内)